

有機 JAS 法規集

2018 年 4 月改正版



公益財団法人 自然農法国際研究開発センター

目次

【日本農林規格】

- 有機農産物の日本農林規格 (H29.3.27 改正) 1
- 有機加工食品の日本農林規格 (H30.3.29 改正) 11

【認証の技術的基準】

- 有機農産物の生産行程管理者 (H30.3.29 改正) 17
- 有機加工食品の生産行程管理者 (H30.3.29 改正) 20
- 有機農産物、有機加工食品の小分け業者 (H30.3.29 改正) 23

【生産行程の検査】

- 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の
生産行程についての検査方法 (H30.4.2 改正) 25

【格付の表示の様式及び表示の方法】

- 飲食料品及び油脂の格付の表示の
様式及び表示の方法 (H30.3.29 改正) 27

- ☞ 日本農林規格等に関する法律施行令第 17 条第 1 号の農林水産大臣が定める科学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材
- ☞ 日本農林規格等に関する法律施行令第 17 条第 1 号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準
- ☞ 日本農林規格等に関する法律施行令第 17 条第 2 号の飲食料品に係る農林水産大臣が定める基準

【三段表】

- 日本農林規格等に関する法律、同法施行令（政令）
及び同法施行規則（省令）(H30.4.1 改正) 105 より逆順

有機農産物の日本農林規格

制 定	平成12年 1月20日農林水産省告示第 59号
一部改正	平成15年11月18日農林水産省告示第1884号
全部改正	平成17年10月27日農林水産省告示第1605号
一部改正	平成18年10月27日農林水産省告示第1463号
一部改正	平成21年 8月27日農林水産省告示第1180号
一部改正	平成24年 3月28日農林水産省告示第 833号
一部改正	平成27年12月 3日農林水産省告示第2597号
一部改正	平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号
最終改正	平成29年 3月27日農林水産省告示第 443号

(目的)

第1条 この規格は、有機農産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機農産物の生産の原則)

第2条 有機農産物は、次のいずれかに従い生産することとする。

- (1) 農業の自然循環機能の維持増進を図るため、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力（きのご類の生産にあつては農林産物に由来する生産力、スプラウト類の生産にあつては種子に由来する生産力を含む。）を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において生産すること。
- (2) 採取場（自生している農産物を採取する場所をいう。以下同じ。）において、採取場の生態系の維持に支障を生じない方法により採取すること。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用 語	定 義
有 機 農 産 物	次条の基準に従い生産された農産物（飲食料品に限る。）をいう。
使 用 禁 止 資 材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるものを除く。）、農薬（別表2に掲げるものを除く。）並びに土壌、植物又はきのご類に施されるその他の資材（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
化 学 的 処 理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
栽 培 場	きのご類の培養場、伏込場又は発生場所及びスプラウト類の栽培施設（ほ場を除く。以下同じ。）をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機農産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
ほ 場	周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。 1 多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前2年以上（開拓さ

	れたほ場又は耕作の目的に供されていなかったほ場であって、2年以上使用禁止資材が使用されていないものにおいて新たに農産物の生産を開始した場合においては、多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前1年以上、それ以外の農産物にあつてはは種又は植付け前1年以上)の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。 2 転換期間中のほ場(1に規定する要件に適合するほ場への転換を開始したほ場であって、1に規定する要件に適合していないものをいう。以下同じ。)については、転換開始後最初の収穫前1年以上の間、この表ほ場に使用する種子又は苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い農産物の生産を行っていること。
栽 培 場	1 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じているものであること。 2 土壌において栽培されるきのか類にあつては、栽培開始前2年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。
採 取 場	周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しない一定の区域であり、かつ、当該採取場において農産物採取前3年以上の間、使用禁止資材を使用していないものであること。
ほ場に使用する種子又は苗等	1 この表ほ場の項、採取場の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項、育苗管理の項及び収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種子又は苗等(苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部(種子を除く。))で繁殖の用に供されるものをいう。以下同じ。)であること。 2 1の種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、使用禁止資材を使用することなく生産されたものを、これらの種子若しくは苗等の入手が困難な場合又は品種の維持更新に必要な場合は、種子繁殖する品種にあつては種子、栄養繁殖する品種にあつては入手可能な最も若齢な苗等であつて、は種又は植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。))が使用されていないものを使用することができる(は種され、又は植え付けられた作期において食用新芽の生産を目的とする場合を除く。))。 3 1及び2に掲げる苗等の入手が困難な場合であり、かつ、次のいずれかに該当する場合は、植付け後にはほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬(別表1又は別表2に掲げるものを除く。))が使用されていない苗等を使用することができる。 (1) 災害、病虫害等により、植え付ける苗等がない場合 (2) 種子の供給がなく、苗等でのみ供給される場合 4 1から3までに掲げる種子又は苗等は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。また、1及び2に掲げる種子については、コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし、製造工程において化学的に合成された物質が添加されていない農業用資材に帯状に封入されたものを含む。
種 菌	1 この表栽培場の項、採取場の項、栽培場における栽培管理の項1、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び収穫、

	輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に適合する種菌又は以下に掲げる種菌であること。 2 この表栽培場における栽培管理の項 1 (1)又は(2)に掲げる資材により培養された種菌。ただし、これらの種菌の入手が困難な場合は、栽培期間中、使用禁止資材を使用することなく生産された資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 3 2の種菌の入手が困難な場合は、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来する資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 4 2及び3に掲げる種菌の入手が困難な場合は、別表 3 の種菌培養資材を使用して培養された種菌を使用することができる。 5 1から4までに掲げる種菌は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。
スプラウト類の栽培施設に使用する種子	1 この表ほ場に使用する種子又は苗等の項 1 に規定する種子であること。 2 1に掲げる種子は、組換えDNA技術を用いて生産されたものでないこと。 3 1に掲げる種子に対し、次亜塩素酸水（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。以下同じ。）を電気分解したものに限る。）以外の資材を使用していないこと。
ほ場における肥培管理	当該ほ場において生産された農産物の残さに由来する堆肥の施用又は当該ほ場若しくはその周辺に生息し、若しくは生育する生物の機能を活用した方法のみによって土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ること。ただし、当該ほ場又はその周辺に生息し、又は生育する生物の機能を活用した方法のみによっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合にあっては、別表 1 の肥料及び土壌改良資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないもの及びその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていないものに限る。以下同じ。）に限り使用すること又は当該ほ場若しくはその周辺以外から生物（組換えDNA技術が用いられていないものに限る。）を導入することができる。
栽培場における栽培管理	1 きのご類にあっては、次に掲げる基準に適合した資材を用いて生産すること。ただし、堆肥栽培きのこの生産において(1)又は(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表 1 の肥料及び土壌改良資材に限り、菌床栽培きのこ（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法により栽培したものをいう。）の生産において(2)に掲げる基準に適合した資材の入手が困難な場合にあっては別表 1 の食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材の項に適合する米ぬか及びふすまに限り、使用することができる。 (1) 原木、おがこ、チップ、駒等の樹木に由来する資材については、過去3年以上、周辺から使用禁止資材が飛来せず、又は流入せず、かつ、使用禁止資材が使用されていない一定の区域で伐採され、伐採後に化学物質により処理されていないものであること。 (2) 樹木に由来する資材以外の資材については、以下に掲げるものに由来するものに限ること。 ア 農産物（この条に規定する生産の方法についての基準に従って栽培されたものに限る。） イ 加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林

	水産省告示第1606号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。) ウ 飼料(有機飼料の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1607号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って生産されたものに限る。) エ 有機畜産物の日本農林規格(平成17年10月27日農林水産省告示第1608号) 第4条に規定する生産の方法についての基準に従って飼養された家畜及び家さんの排せつ物に由来するもの 2 スプラウト類にあつては、次の(1)から(4)までに掲げる基準に従い生産及び管理を行うこと。 (1) 生産に用いる資材については、次のア及びイに掲げるものに限ること。 ア 水 イ 培地(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。))であり、かつ、肥料、農薬その他の資材が施されていないものに限る。) (2) 人工照明を用いないこと。 (3) (1)及び(2)に掲げる基準に従い生産されたスプラウト類が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。 (4) (1)から(3)までに掲げる基準に適合しないスプラウト類が混入しないように管理を行うこと。
ほ場又は栽培場における有害動植物の防除	耕種的防除(作目及び品種の選定、作付け時期の調整、その他農作物の栽培管理の一環として通常行われる作業を有害動植物の発生を抑制することを意図して計画的に実施することにより、有害動植物の防除を行うことをいう。)、物理的防除(光、熱、音等を利用する方法、古紙に由来するマルチ(製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものに限る。))若しくはプラスチックマルチ(使用後に取り除くものに限る。))を使用する方法又は人力若しくは機械的な方法により有害動植物の防除を行うことをいう。)、生物的防除(病害の原因となる微生物の増殖を抑制する微生物、有害動植物を捕食する動物若しくは有害動植物が忌避する植物若しくは有害動植物の発生を抑制する効果を有する植物の導入又はその生育に適するような環境の整備により有害動植物の防除を行うことをいう。))又はこれらを適切に組み合わせた方法のみにより有害動植物の防除を行うこと。ただし、農産物に重大な損害が生ずる危険が急迫している場合であつて、耕種的防除、物理的防除、生物的防除又はこれらを適切に組み合わせた方法のみによってはほ場における有害動植物を効果的に防除することができない場合にあつては、別表2の農薬(組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。))に限り使用することができる。
一般管理	土壌、植物又はきのご類に使用禁止資材を施さないこと。
育苗管理	育苗を行う場合(ほ場において育苗を行う場合を除く。))にあつては、周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じ、その用土として次の1から3までに掲げるものに限り使用するとともに、この表ほ場における肥培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項及び一般管理の項の基準に従い管理を行うこと。 1 この表ほ場の項又は採取場の項の基準に適合したほ場又は採取場の土壌 2 過去2年以上の間、周辺から使用禁止資材が飛来又は流入せず、かつ、使用されていない一定の区域で採取され、採取後においても使用禁止資

	材が使用されていない土壌
	3 別表1の肥料及び土壌改良資材
収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理	1 この表ほ場の項、栽培場の項、採取場の項、ほ場を使用する種子又は苗等の項、種菌の項、ほ場における肥培管理の項、栽培場における栽培管理の項、ほ場又は栽培場における有害動植物の防除の項、一般管理の項又は育苗管理の項の基準（以下「ほ場の項等の基準」という。）に適合しない農産物が混入しないように管理を行うこと。 2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。 3 2の規定にかかわらず、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。この場合において、(1)の資材を使用するときは、農産物への混入を防止しなければならない。 (1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬、別表4の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。） (2) 農産物の品質の保持改善目的 別表5の調製用等資材（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。） 4 放射線照射を行わないこと。 5 この表ほ場の項等の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い生産された農産物が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。

（有機農産物の表示）

第5条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機農産物の名称の表示は、次の例のいずれかによることとする。

- (1) 「有機農産物」
- (2) 「有機栽培農産物」
- (3) 「有機農産物〇〇」又は「〇〇（有機農産物）」
- (4) 「有機栽培農産物〇〇」又は「〇〇（有機栽培農産物）」
- (5) 「有機栽培〇〇」又は「〇〇（有機栽培）」
- (6) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (7) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

（注1）(1)又は(2)の表示を行う場合には、食品表示基準第18条又は第24条の規定に従い当該農産物の名称の表示を別途行うこと。

（注2）「〇〇」には、当該農産物の一般的な名称を記載すること。

2 前項の基準にかかわらず、転換期間中のほ場において生産されたものにあつては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に「転換期間中」と記載すること。

3 第1項の基準にかかわらず、採取場において採取された農産物にあつては、同項(1)、(3)、(6)及び(7)の例のいずれかにより記載すること。

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家さんの排せつ物に由来するものであること。

油 か す 類	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理（有機溶剤による油の抽出を除く。）を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バ ー ク 堆 肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
メタン発酵消化液（汚泥肥料を除く。）	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。
グ ア ノ	
乾燥藻及びその粉末	
草 木 灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（苦土炭酸カルシウムを含む。）であること。
塩 化 加 里	天然鉍石を粉碎又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫 酸 加 里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫 酸 加 里 苦 土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天 然 り ん 鉍 石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg中90mg以下であるものであること。
硫 酸 苦 土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水 酸 化 苦 土	天然鉍石を粉碎したものであること。
軽焼マグネシア	
石こう（硫酸カルシウム）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫 黄	
生石灰（苦土生石灰を含む。）	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
消 石 灰	上記生石灰に由来するものであること。
微量元素（マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素）	微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉碎したもの	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、含有する有害重金属その他の有害物質により土壌等を汚染するものではないこと。
木 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥 炭	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

	と。ただし、土壌改良資材としての使用は、野菜（きのこ類及び山菜類を除く。）及び果樹への使用並びに育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼオライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
バーミキュライト	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩基性スラグ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉍さいけい酸質肥料	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう成りん肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化ナトリウム	海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム	カドミウムが五酸化リンに換算して1kg中90mg以下であるものであること。
塩化カルシウム	
食酢	
乳酸	植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等のpH調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び固結防止材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り、使用することができる。
その他の肥料及び土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌を改良することを目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材は、この表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り、使用することができる。

別表2 農薬

農薬	基準
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
調合油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
デンプン水和剤	

脂肪酸グリセリド乳剤	
メタアルデヒド粒剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽出物液剤	
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹	
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に使用する場合に限ること。
天敵等生物農薬	
天敵等生物農薬・銅水和剤	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	
次亜塩素酸水	

別表3 種菌培養資材

酵母エキス、麦芽エキス、砂糖、ぶどう糖、炭酸カルシウム、硫酸カルシウム

別表4 薬剤

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エ タ ノ ー ル	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フ ェ ロ モ ン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カ プ サ イ シ ン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

（注）薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表5 調製用等資材

調製用等資材	基 準
二 酸 化 炭 素	
窒 素	
エ タ ノ ー ル	
活 性 炭	
ケ イ ソ ウ 土	
ク エ ン 酸	
微生物由来の調製用等資材	
酵 素	
卵白アルブミン	
植 物 油 脂	
樹皮成分の調製品	
エ チ レ ン	バナナ、キウイフルーツ及びアボカドの追熟に使用する場合に限ること。
硫酸アルミニウム カリウム	バナナの房の切り口の黒変防止に使用する場合に限ること。
オ ゾ ン	
コ ー ン コ ブ	
次 亜 塩 素 酸 水	食塩水を電気分解したものであること。
食 塩	
食 酢	
炭酸水素ナトリウム	
ミ ツ ロ ウ	製造工程において化学的処理を行っていないものに限る。

附 則（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から起算して1年を経過した日までに行われる有機農産物の格付については、この告示による改正前の有機農産物の日本農林規格の規定の例によることができる。
- 3 この告示の公布の日から起算して3年を経過するまでの間は、この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項基準の欄2中「過去3年以上の間、周辺」とあるのは、「周辺」と読み替えて適用する。
- 4 第4条の表ほ場に使用する種子又は苗等の項の規定にかかわらず、ナス科及びウリ科の果菜類の生産において種子からの栽培が困難な場合並びにこんにゃくいもの生産において同項の基準に適合する苗等の入手が困難な場合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（別表1及び別表2に掲げるものを除く。）が使用されていない苗等（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）を使用することができる。

附 則（平成18年10月27日農林水産省告示第1463号） 抄

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、植物及びその残さ由来の資材、発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材、食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材並びに発酵した食品廃棄物由来の資材については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄1に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、これらの資材に該当する資材以外のものを使用することができる。

附 則（平成21年8月27日農林水産省告示第1180号） 抄

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、平成23年12月31日までの間は、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

附 則（平成24年3月28日農林水産省告示第833号）

- 1 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の有機農産物の日本農林規格により格付の表示が付された有機農産物については、なお従前の例による。
- 2 この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格第4条の表育苗管理の項の規定にかかわらず、当分の間、たまねぎの育苗用土に粘度調整のためにやむを得ず使用する場合に限り、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものを使用することができる。

附 則（平成29年3月27日農林水産省告示第443号）

この告示による改正後の有機農産物の日本農林規格（以下「新有機農産物規格」という。）別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材のうち、油かす類については、新有機農産物規格第4条の表ほ場における肥培管理の項基準の欄に規定するその原材料の生産段階において組換えDNA技術が用いられていない資材に該当するものの入手が困難である場合には、当分の間、同項の規定にかかわらず、この資材に該当する資材以外のものを使用することができる。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第443号）抄

平成29年4月26日から施行する。

有機加工食品の日本農林規格

全部改正	平成17年10月27日農林水産省告示第1606号
一部改正	平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
一部改正	平成18年10月27日農林水産省告示第1464号
一部改正	平成24年 3月28日農林水産省告示第 834号
一部改正	平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
一部改正	平成28年 2月24日農林水産省告示第 489号
一部改正	平成29年 3月27日農林水産省告示第 444号
最終改正	平成30年 3月29日農林水産省告示第 683号

(目的)

第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

(有機加工食品の生産の原則)

第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。

(定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用 語	定 義
有 機 加 工 食 品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるものをいう。以下同じ。）及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに添加物（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
化 学 的 処 理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（燃焼、焼成、熔融、乾留及びけん化を除く。以下同じ。）によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。）。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させ

	る技術をいう。
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場の項基準の欄2に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
原材料及び添加物（加工助剤を含む。）	次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、2又は4に掲げるものについては、使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の入手が困難な場合に限る。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条又は第30条の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1) 有機農産物 (2) 有機加工食品 (3) 有機畜産物 2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの（(2)に掲げるものに限る。）、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。） 5 食塩 6 水 7 別表1の添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）
原材料及び添加物の使用割合	原材料（食塩及び水を除く。）及び添加物（加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（有機加工食品として格付された一般飲食物添加物及び加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。 2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。 3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料、添加物及び製品への混入を防止すること。 4 3の方法のみによっては有害動植物の防除の効果が不十分な場合には、有機加工食品を製造し、又は保管していない期間に限り、別表2に

	掲げられていない薬剤を使用することができる。この場合においては、有機加工食品の製造開始前に、これらの薬剤を除去すること。 5 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。 6 この表原材料及び添加物（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から5までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。
--	--

（有機加工食品の表示）

第5条 食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の規定に従うほか、有機加工食品の名称及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区 分	基 準
名 称 の 表 示	1 次の例のいずれかにより記載すること。 (1) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」 (2) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」 （注）「〇〇」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「〇〇」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、名称又は商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、有機農産物加工食品でないことが分かるように記載すること。 2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。
原 材 料 名 の 表 示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又は有機畜産物にあつては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。 2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあつては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。ただし、商品名の表示されている箇所に近接した箇所に、背景の色と対照的な色で、日本工業規格Z8305（1962）に規定する14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字で、「転換期間中」と記載する場合は、この限りでない。

別表1 添加物

INS 番号	添 加 物	基 準
330	クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
331Ⅲ	クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
296	D L－リンゴ酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
270	乳 酸	野菜若しくは米の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。

300	Ｌ－アスコ ルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
301	Ｌ－アスコ ルビン酸ナ トリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
	タンニン (抽出物)	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
513	硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。
500i	炭酸ナトリ ウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
500ii	炭酸水素ナ トリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類、飲料、野菜の加工品、果実の加工品又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
501i	炭酸カリウ ム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、砂糖類、豆類の調製品、麺・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
170i	炭酸カルシ ウム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。
503i	炭酸アンモ ニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
503ii	炭酸水素ア ンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
504i	炭酸マグネ シウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
508	塩化カリウ ム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
509	塩化カルシ ウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
511	塩化マグネ シウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
	粗製海水塩 化マグネシ ウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
524	水酸化ナト リウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
525	水酸化カリ ウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
526	水酸化カル シウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
334	Ｌ－酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
335ii	Ｌ－酒石酸 ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
336i	Ｌ－酒石酸 水素カリウ ム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
341i	リン酸二水 素カルシウ ム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。

516	硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
400	アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
401	アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
407	カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
410	カロブبینガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
412	グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
413	トラガントガム	
414	アラビアガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
415	キサンタンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
416	カラヤガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
	カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ゼラチン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
440	ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
	エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
307b	ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
322	レシチン (植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチン、ヒマワリレシチン)	漂白処理をせずに得られたものに限ること。また、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はドレッシングに使用するものに限ること。
553Ⅲ	タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
558	ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
559	カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
551	二酸化ケイ素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
901	ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
903	カルナウバロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
	木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものに限ること。また、沖縄そば、米の加

		工品、和生菓子、ピータン若しくはこんにやくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
	香料	化学的に合成されたものでないこと。
941	窒素	
948	酸素	
290	二酸化炭素	
	酵素	
	一般飲食物添加物	
	次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	次亜塩素酸水	農産物の加工品に使用する場合（食塩水（99%以上の塩化ナトリウムを含有する食塩を使用したものに限る。）を電気分解して得られた次亜塩素酸水を使用する場合に限る。）又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
297	フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
365	フマル酸一ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
	オゾン	農産物の加工品に使用する場合又は食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒若しくは卵の洗浄に使用する場合に限ること。
460ii	粉末セルローズ	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。

（注） INS番号：食品添加物の国際番号付与システムにより付与された添加物の番号

別表2 薬剤

薬 剤	基 準
除 虫 菊 抽 出 物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケ イ ソ ウ 土	
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重 曹	
二 酸 化 炭 素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エ タ ノ ー ル	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホ ウ 酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フ ェ ロ モ ン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カ プ サ イ シ ン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

（注） 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第683号）

抄

平成30年4月1日から施行する。

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての
生産行程管理者及び外国生産行程管理者の**認証**の技術的基準

制	定	平成17年11月25日農林水産省告示第1830号
改	正	平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
改	正	平成24年 4月27日農林水産省告示第1178号
改	正	平成27年12月 3日農林水産省告示第2598号
改	正	平成28年 6月 1日農林水産省告示第1256号
最終改正		平成30年 3月29日農林水産省告示第 687号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

- (1) ほ場、栽培場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場の項、栽培場の項又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、ほ場の項基準の欄1の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。
- (2) 育苗を行う場所が、有機農産物規格第4条の表ほ場の項又は育苗管理の項の基準に適合していること。

2 保管に係る施設

有機農産物規格第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)から(3)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。）又は種菌の入手に関する事項
- (2) スプラウト類を栽培施設で生産する場合にあっては、種子の殺菌に関する事項
- (3) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- (4) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- (5) 収穫、**受入れ**、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫及び受入れ以後の工程に係る管理に関する事項
- (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (7) 苦情処理に関する事項
- (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の**認証機関**（登録**認証機関**又は登録外国**認証機関**をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての**認証機関**による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
- (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
- (3) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者

2 生産行程管理責任者

- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が生産行程管理責任者として、**認証機関**の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
- (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあっては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として1人選任されていること。

四 格付の実施方法

1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 生産行程についての検査に関する事項
- (2) 格付の表示に関する事項
- (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- (4) 出荷後に有機農産物又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
- (6) 格付の実施状況についての**認証機関**による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。

3 名称の表示が、有機農産物にあっては有機農産物規格第5条に定める方法で、有機飼料にあっては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付担当者

格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合にあっては、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

2 格付責任者

格付担当者が複数置かれている場合にあっては、格付担当者の中から、格付責任者として1人選任されていること。

六 認証生産行程管理者等の生産に係る施設

ほ場、栽培場又は採取場に、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者又は同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者の責に帰さない事由により使用禁止資材が混入した場合において、当該使用禁止資

材の量が微量であると認められるときにあっては、一の 1 の(1)の規定の適用に当たっては、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

最終改正の附則（平成28年 6 月 1 日農林水産省告示第1256号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第 2 項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の 3 第 2 項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の 2 第 1 項第 2 号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の 2 の(6)及び四の 1 の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から 1 年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機農産物若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）に
ついての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の**認証**の技術的基準

制	定	平成17年11月25日農林水産省告示第1831号
改	正	平成18年2月22日農林水産省告示第186号
改	正	平成24年4月27日農林水産省告示第1179号
改	正	平成28年2月24日農林水産省告示第491号
改	正	平成28年6月1日農林水産省告示第1257号
改	正	平成29年3月27日農林水産省告示第447号
最終改正		平成30年3月29日農林水産省告示第687号

一 生産及び保管に係る施設

製造、加工、包装、保管その他の工程に係る施設が、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。以下同じ。）にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

- 1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。
 - (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
 - (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
 - (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 原材料及び添加物の受入れ及び保管並びに格付の表示の確認に関する事項
 - (2) 外国（**日本農林規格等**に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に定める国）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書の確認に関する事項（有機飼料（同等国格付飼料を原材料として使用するものに限る。）を生産する場合に限る。）
 - (3) 原材料及び添加物の配合割合に関する事項
 - (4) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理に関する事項
 - (5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に使用する機械及び器具に関する事項
 - (6) 生産行程の管理又は把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (7) 苦情処理に関する事項
 - (8) 年間の生産計画の策定及び当該計画の**認証機関**（登録**認証機関**又は登録外国**認証機関**をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
 - (9) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 3 内部規程に従い生産行程の管理及び把握に関する業務を適切に行うこと。
- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

- 1 生産行程管理担当者
生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学で飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に1年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に2年以上従事した経験を有するもの
 - (3) 飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工又は飲食料品若しくは飼料の製造若しくは加工に関する指導、調査若しくは試験研究に3年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、**認証機関**の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
 - (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機加工食品又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了したものが、生産行程管理責任者として、1人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 出荷後に有機加工食品又は有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (5) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - (6) 格付の実施状況についての**認証機関**による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実と認められること。
- 3 有機加工食品にあつては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあつては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の1の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機加工食品又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者
格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から格付責任者として1人選任されていること。

附 則（平成28年6月1日農林水産省告示第1257号）抄

この告示の施行の際現に農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理

者の認定の技術的基準の二の二の(5)及び四の一の(4)の規定にかかわらず、この告示の施行の日から1年間は、生産行程の管理若しくは把握に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項又は出荷後に有機加工食品若しくは有機飼料の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項について、内部規程又は格付規程を整備しないことができる。

最終改正の改正文（平成29年3月27日農林水産省告示第447号）抄
平成29年4月26日から施行する。

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物についての小分け業者及び外国
小分け業者の**認証**の技術的基準

制	定	平成17年11月25日農林水産省告示第1833号
改	正	平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
改	正	平成24年 4月27日農林水産省告示第1181号
改	正	平成27年12月 3日農林水産省告示第2599号
改	正	平成28年 6月 1日農林水産省告示第1259号
最終改正		平成30年 3月29日農林水産省告示第 691号

一 小分けし、及び格付の表示を付するための施設

1 小分けのための施設

小分けのための施設が、有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機飼料にあつては有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準に従い小分けを行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

2 格付の表示のための施設

格付の表示の管理のための施設であること。

二 小分けの実施方法

1 三の2に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 小分けに関する計画の立案及び推進
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物（以下「有機食品等」という。）の受入れ及び保管に関する事項
- (2) 小分け前の有機食品等の格付の表示の確認に関する事項
- (3) 小分けの方法に関する事項
- (4) 小分けに使用する機械及び器具に関する事項
- (5) 小分けの管理記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
- (6) 苦情処理に関する事項
- (7) 小分けの実施状況についての**認証**機関（登録**認証**機関又は登録外国**認証**機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に従い小分けに関する業務を適切に行うこと。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 小分けを担当する者の資格及び人数

1 小分け担当者

小分けを担当する者（以下「小分け担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 小分け責任者

- (1) 小分け担当者が1人置かれている場合にあっては、その者が小分け責任者として、**認証機関**の指定する講習会（以下「講習会」という。）において小分けに関する課程を修了していること。
- (2) 小分け担当者が複数置かれている場合にあっては、小分け担当者の中から、講習会において小分けに関する課程を修了した者が、小分け責任者として、1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ウ 出荷後に有機農産物、有機加工食品、有機飼料又は有機畜産物の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - オ 格付の実施状況についての**認証機関**による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- (3) 有機農産物にあっては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあっては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で、有機飼料にあっては名称の表示が有機飼料の日本農林規格第5条に定める方法で、有機畜産物にあっては名称の表示が有機畜産物の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

最終改正の附則（平成30年3月29日農林水産省告示第691号）抄
平成30年4月1日から施行する。

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査方法

制	定	平成17年12月22日農林水産省告示第1971号
改	正	平成18年2月28日農林水産省告示第210号
改	正	平成24年4月27日農林水産省告示第1183号
改	正	平成27年3月27日農林水産省告示第714号
改	正	平成28年6月1日農林水産省告示第1255号
改	正	平成30年3月29日農林水産省告示第689号
最終改正		平成30年4月2日農林水産省告示第5108号

一 適用の範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者等」という。）が行う有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物の生産行程についての検査に適用する。

二 有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査

有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が同一の生産の方法によると認められる荷口（以下「生産荷口」という。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、3の確認を行うに当たっては、認証生産行程管理者等の責に帰さない事由により使用禁止資材がほ場、栽培場又は採取場に混入した場合において、当該使用禁止資材の量が微量であると認められるときは、当該使用禁止資材が混入した日から1年を経過した日以後に収穫された生産荷口については、当該使用禁止資材を使用していないものとみなす。

- 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実績の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
 - ほ場、栽培場又は採取場の所在地
 - 生産する作物の種類
 - 栽培面積
 - 作業日及び作業内容
 - 使用した種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。）又は種菌の名称及び使用量若しくは購入量
 - 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - 収穫、受入れ、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理方法
- 当該生産行程の実績の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- 当該生産荷口に係る生産の方法が有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の実績の管理記録による確認

三 有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）の生産行程についての検査

有機加工食品及び有機飼料（調製又は選別の工程以外の工程を経たものに限る。）の生産行程に

についての検査は、**認証**生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 1 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
 - (1) 生産施設の配置
 - (2) 生産する加工食品又は飼料の種類、製造日、製造内容、原材料及びその使用割合
 - (3) 使用した食品添加物、飼料添加物、薬剤等の名称及び使用量
 - (4) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - (5) 製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理方法
- 2 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）第4条の表原材料の項基準の欄2に規定する有機飼料用農産物を自ら生産する場合にあっては、当該農産物の生産荷口に係る二の1の実生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
- 3 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- 4 当該生産荷口に係る生産の方法が有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条又は有機飼料規格第4条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

四 有機畜産物の生産行程についての検査

有機畜産物の生産行程についての検査は、**認証**生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 1 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管されていることの確認
 - (1) 飼育場の所在地及び面積
 - (2) 使用した農薬等資材の名称及び使用量
 - (3) 使用した機械及び器具の名称及び管理方法
 - (4) **家畜又は家さんの由来**
 - (5) 個体又は群別の飼養履歴（有機飼養を開始した年月日、給与した飼料の内容及び量、野外の飼育場への出入り状況、去勢等の外科的処置の実施内容及び方法並びに使用した動物用医薬品の種類及び使用年月日）
 - (6) 排せつ物の管理方法
 - (7) 家畜又は家さんの輸送方法
 - (8) 搾乳又は採卵の方法
 - (9) と殺、解体、受入れ、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理方法
- 2 当該生産行程の管理記録が当該生産荷口に係るものであることの確認
- 3 当該生産荷口に係る生産の方法が有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条に規定する**飼養及び**生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録による確認

最終改正の改正文（平成30年4月2日農林水産省告示第5108号）抄

平成30年5月2日から施行する。

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

制	定	昭和54年 8 月18日農林水産省告示第1182号
改	正	昭和54年10月24日農林水産省告示第1472号
改	正	昭和55年 2 月25日農林水産省告示第 208号
改	正	昭和55年10月 3 日農林水産省告示第1373号
改	正	昭和56年 8 月 7 日農林水産省告示第1155号
改	正	昭和56年 8 月21日農林水産省告示第1260号
改	正	昭和57年 1 月 9 日農林水産省告示第 15号
改	正	昭和59年 7 月16日農林水産省告示第1434号
改	正	昭和60年 4 月22日農林水産省告示第 536号
改	正	昭和60年 7 月22日農林水産省告示第1104号
改	正	昭和60年10月 5 日農林水産省告示第1485号
改	正	昭和61年 6 月 9 日農林水産省告示第 913号
改	正	昭和61年10月 4 日農林水産省告示第1679号
改	正	昭和61年11月25日農林水産省告示第1897号
改	正	昭和62年 9 月24日農林水産省告示第1281号
改	正	昭和63年 9 月 6 日農林水産省告示第1370号
改	正	平成元年 4 月20日農林水産省告示第 569号
改	正	平成 2 年 6 月28日農林水産省告示第 843号
改	正	平成 2 年11月29日農林水産省告示第1485号
改	正	平成 3 年 8 月30日農林水産省告示第1135号
改	正	平成 4 年 6 月12日農林水産省告示第 713号
改	正	平成 5 年 7 月23日農林水産省告示第 850号
改	正	平成 6 年 8 月 9 日農林水産省告示第1135号
改	正	平成 8 年 1 月22日農林水産省告示第 69号
改	正	平成 8 年 3 月26日農林水産省告示第 384号
改	正	平成 8 年 3 月28日農林水産省告示第 391号
改	正	平成 9 年 4 月22日農林水産省告示第 593号
改	正	平成 9 年 4 月24日農林水産省告示第 604号
改	正	平成 9 年 7 月 4 日農林水産省告示第1099号
改	正	平成10年 7 月22日農林水産省告示第1079号
改	正	平成11年 6 月21日農林水産省告示第 848号
改	正	平成12年 6 月 9 日農林水産省告示第 823号
改	正	平成14年 8 月30日農林水産省告示第1392号
改	正	平成14年11月 8 日農林水産省告示第1719号
改	正	平成14年11月 8 日農林水産省告示第1720号
改	正	平成15年 3 月28日農林水産省告示第 562号
改	正	平成15年 5 月22日農林水産省告示第 777号
改	正	平成15年11月25日農林水産省告示第1926号
改	正	平成16年 4 月15日農林水産省告示第 936号
改	正	平成16年 6 月25日農林水産省告示第1224号
改	正	平成16年 6 月29日農林水産省告示第1250号
改	正	平成16年 7 月21日農林水産省告示第1408号
改	正	平成16年 8 月 4 日農林水産省告示第1471号
改	正	平成16年 8 月11日農林水産省告示第1488号
改	正	平成16年 8 月26日農林水産省告示第1565号
改	正	平成16年11月12日農林水産省告示第2021号
改	正	平成17年 3 月24日農林水産省告示第 556号
改	正	平成17年 7 月29日農林水産省告示第1262号

改	正	平成17年10月27日農林水産省告示第1616号
改	正	平成17年12月27日農林水産省告示第1999号
改	正	平成18年 1 月11日農林水産省告示第 26号
改	正	平成18年 2 月17日農林水産省告示第 169号
改	正	平成18年 5 月 2 日農林水産省告示第 667号
改	正	平成18年 5 月12日農林水産省告示第 692号
改	正	平成19年 5 月 7 日農林水産省告示第 594号
改	正	平成19年10月30日農林水産省告示第1349号
改	正	平成19年11月28日農林水産省告示第1493号
改	正	平成20年 3 月21日農林水産省告示第 421号
改	正	平成21年 4 月 9 日農林水産省告示第 493号
改	正	平成21年 4 月16日農林水産省告示第 522号
改	正	平成24年12月12日農林水産省告示第2566号
改	正	平成25年11月12日農林水産省告示第2774号
改	正	平成26年 8 月14日農林水産省告示第1100号
改	正	平成28年 6 月 1 日農林水産省告示第1270号
改	正	平成28年 8 月17日農林水産省告示第1570号
最終改正		平成30年 3 月29日農林水産省告示第 686号

（適用の範囲）

第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4、別表5及び別表6に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。

（表示の様式）

第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式5、別表6に掲げる飲食料品及び油脂にあっては別記様式6のとおりとする。

（表示の方法）

第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

改正の改正文・附則（平成28年6月1日農林水産省告示第1270号）抄
平成28年9月1日から施行する。

附 則

この告示の施行の際現に有機認定事業者（農林物資の規格化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第43号）附則第4条第1項に規定する有機認定事業者をいう。以下同じ。）であるものは、当該有機認定事業者に係る公表日（同条第2項に規定する公表日をいう。）から起算して2年を経過する日までの間に行う有機農産物又は有機畜産物の格付に係る格付の表示については、この告示による改正後の飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法別記様式4による格付の表示にかかわらず、なお従前の例によることができる。

最終改正の改正文（平成30年3月29日農林水産省告示第686号）抄
平成30年4月1日から施行する。

別表1（第1条、第2条関係）

- 1 ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム、ラックスハム及びソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）
- 2 マカロニ類
- 3 炭酸飲料
- 4 トマト加工品（トマトケチャップを除く。）
- 5 風味調味料
- 6 乾燥スープ
- 7 ドレッシング
- 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 9 即席めん
- 10 植物性たん白
- 11 削りぶし
- 12 醸造酢
- 13 食用精製加工油脂
- 14 豆乳類
- 15 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）
- 16 マーガリン類
- 17 干しめん
- 18 農産物漬物
- 19 全糖ぶどう糖
- 20 ショートニング
- 21 精製ラード
- 22 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 23 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- 24 果実飲料
- 25 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）
- 26 パン粉
- 27 そしゃく配慮食品

別表2（第1条、第2条関係）

- 1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- 2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- 3 しょうゆ
- 4 ジャム類
- 5 ウスターソース類
- 6 トマトケチャップ
- 7 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ
- 8 チルドミートボール
- 9 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）
- 10 煮干魚類
- 11 干しそば

12 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

別表 3（第 1 条、第 2 条関係）

- 1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- 2 地鶏肉
- 3 手延べ干しめん
- 4 りんごストレートピューアジュース

別表 4（第 1 条、第 2 条関係）

- 1 有機農産物
- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表 5（第 1 条、第 2 条関係）

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物
- 4 生産情報公表養殖魚

別表 6（第 1 条、第 2 条関係）

定温管理流通加工食品



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん（めん重量が50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300 g 入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1,800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上
炭酸飲料（びんのふたに格付の表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん（めん重量が50 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合及び生タイプ即席めんにあつてはめん重量が135 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115 g 入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）、農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）並びにそしゃく配慮食品（表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合を除く。）	10mm以上
農産物漬物（300 g 入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	7 mm以上
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（瓶の	5 mm以上

ふたに格付の表示を付する場合に限る。)並びにそしゃく配慮食品(表示可能面積がおおむね150cm ² 以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)	
---	--

- (2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。
- (3) J A S の文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。
- (4) 認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 炭酸飲料(瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)若しくは果実飲料(瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。)又は表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあっては、認証機関名は、省略することができる。

別記様式 2



- (1) 格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を 1 個ごとに付する場合の円の外径
ぶどう糖(全糖ぶどう糖を除く。)	20mm以上
ベーコン、ハム類(骨付きハム及びラックスハムを除く。)、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ(1,800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰(全形及び2つ割りに限る。)、たけのこ大型缶詰(全形(傷を除く。))及び2つ割りに限る。)、もも缶詰及びもも瓶詰(2つ割りに限る。)、なし缶詰及びなし瓶詰(2つ割りに限る。))並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ(201ml入り以上1,800ml入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10mm以上
しょうゆ(200ml入り以下の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。)	7 mm以上

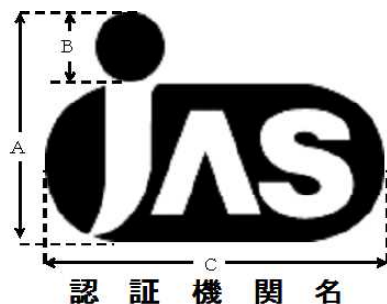
- (2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

(3) J A S の文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{1}{5}$ とする。

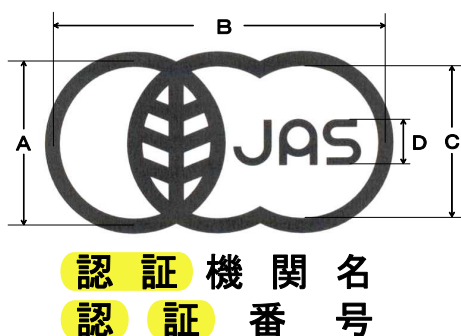
- (5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。
- (6) 等級及び認証機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認証機関名は、略称を記載することができる。
- (7) 表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあっては、認証機関名は、省略することができる。

別記様式3（第2条関係）



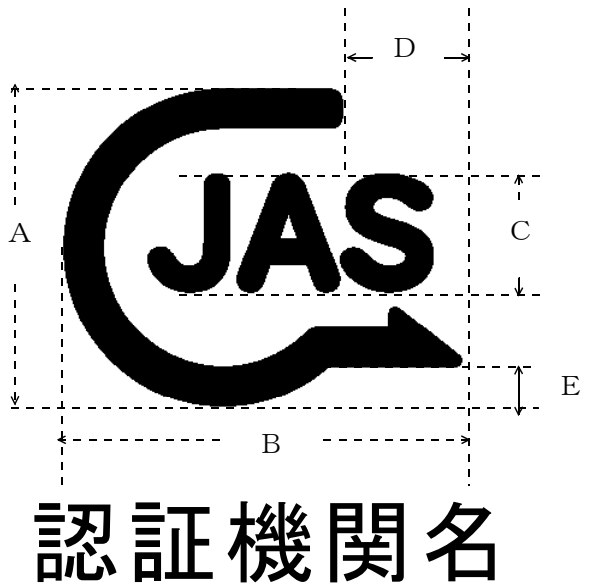
- (1) Aは、15mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $\frac{4}{13}$ とし、Cは、Aの $\frac{19}{13}$ とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

別記様式4（第2条関係）



- (1) Aは、5mm以上とする。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの $\frac{3}{10}$ とする。
- (3) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認証機関名は、略称を記載することができる。
- (5) 認証番号は、関係法令の規定により飲食料品又は油脂の包装、容器若しくは送り状に表示される事項により、有機農産物又は有機畜産物の生産行程管理者、小分け業者、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には、記載しないことができる。

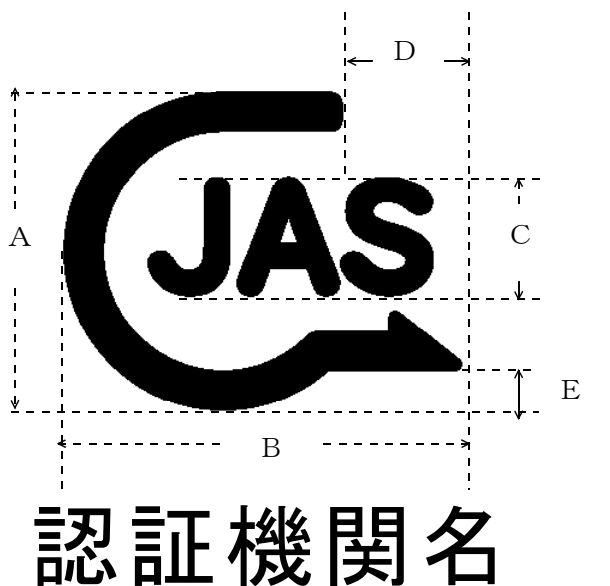
別記様式5（第2条関係）



- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

別記様式6（第2条関係）

定温管理流通



- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認証機関名は、略称を記載することができる。

日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農林水産大臣が
定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材

制	定	平成12年 7 月14日農林水産省告示第1005号
改	正	平成24年 3 月28日農林水産省告示第 837号
改	正	平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号
改	正	平成29年 3 月27日農林水産省告示第 449号
最終改正		平成30年 3 月29日農林水産省告示第 684号

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

最終改正の改正文（平成30年 3 月29日農林水産省告示第684号）抄
平成30年 4 月 1 日から施行する。

日本農林規格等に関する法律施行令第17条第1号の農産物に係る農林水産大臣が定める基準

制 定 平成12年7月14日農林水産省告示第1006号
改 正 平成18年10月27日農林水産省告示第1468号
改 正 平成27年3月27日農林水産省告示第714号
最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第684号

一 栽培の方法に関する基準

- 1 遺伝子組換え技術を用いて得られた種子、苗等及び種菌を繁殖の用に供さないこと。
- 2 農薬、肥料及び土壌改良資材は、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図るため又は有害動植物を防除するため特に必要があると認められる場合を除き、使用しないこと。

二 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する基準

- 1 薬剤、食品添加物その他の物質は、有害動植物を防除するため又は農産物の品質を保持するため使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。
- 2 放射線の照射を行わないこと。

最終改正の附則（平成30年3月29日農林水産省告示第684号）抄
平成30年4月1日から施行する。

日本農林規格等に関する法律施行令第17条第2号の飲食料品に係る

農林水産大臣が定める基準

制 定 平成12年7月14日農林水産省告示第1007号

改 正 平成24年3月28日農林水産省告示第839号

改 正 平成27年3月27日農林水産省告示第714号

最終改正 平成30年3月29日農林水産省告示第684号

一 原料又は材料に関する基準

次に掲げるもののみを原料又は材料として用い、かつ、当該原料又は材料（3に掲げるもの及び4に掲げる加工助剤を除く。）の総重量に対する4に掲げる食品添加物（一般飲食物添加物（一般に食品として飲食に供されている物であって添加物として使用されるもの。）のうち、日本農林規格等に関する法律施行令（以下「令」という。）第17条第1号に規定する農産物又は同条第2号に規定する飲食料品を除く。）及び5に掲げるものの重量の割合が5パーセント以下であること。

- 1 令第17条第1号に規定する農産物
- 2 令第17条第2号に規定する飲食料品
- 3 食塩及び水
- 4 使用することがやむを得ないものとして認められる食品添加物及び加工助剤（遺伝子組換え技術を用いて得られたものを除く。）
- 5 1から3までに掲げるもの以外の飲食料品（遺伝子組換え技術を用いて得られたもの及びこれを原料又は材料として製造し又は加工したもの並びに放射線が照射されたものを除く。）

二 製造、加工、包装、保管その他の工程の管理に関する基準

- 1 食品添加物及び加工助剤を使用する場合を除き、製造又は加工に化学的な方法を用いないこと。
- 2 薬剤は、病害虫を防除するために使用することがやむを得ないと認められるものを除き、使用しないこと。
- 3 放射線の照射は、製造又は加工の工程の管理のために照射する場合を除き、行わないこと。

最終改正の附則（平成30年3月29日農林水産省告示第684号）抄

平成30年4月1日から施行する。

第八十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。 一 第十八条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第二十三条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者		
---	--	--

くは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同条第一項から第五項まで若しくは第六十六条第一項から第五項までの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第八十条

次の各号のいずれかに掲げる違反があった場合においては、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 二 第二十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第二十七条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 四 第二十九条第二項又は第五十二条第二項の規定に違反したとき。

第八十一条

法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）一億円以下の罰金刑
- 二 第七十六条（第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十二号に係る部分を除く。）、第七十七条又は前二条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその人格のない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十二条

第六十七条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

第七章 罰則

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第八条の規定に違反した者

二 第十条第六項又は第七項の規定に違反した者

三 本邦において第三十条第五項において準用する第十条第六項又は第七項の規定に違反した認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者又は認証外国流通行程管理者

四 第三十七条の規定に違反した者

五 第三十八条の規定に違反した者

六 第三十九条第一項又は第二項の規定による格付の表示又は適合の表示の除去又は抹消の命令に違反した者

七 第四十条の規定に違反した者

八 第四十一条第一項の規定に違反した者

九 第五十七条の規定に違反した者

十 第五十八条の規定に違反した者

十一 第六十一条第三項の規定による命令に違反した者

十二 第六十四条の規定による処分違反した者

第七十七条 第二十六条第二項又は第五十条第一項の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした登録認証機関若しくは登録試験業者（これらの者が法人である場合にあっては、その代表者）又はその代理人、使用人その他の従業者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十八条 第二十八条又は第五十一条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第一項又は第五十二条第一項の規定に違反した者

二 第六十五条第一項から第五項までの規定による報告若し

の実績を取りまとめ、農林水産大臣に報告しなければならない。

（公示の方法）

第七十九条 法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

（省令への委任）

第七十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に
関し必要な事項は、農林水産省令（第五十九条第一項の規定に
より定められた品質に関する表示の基準に関するものについて
は、内閣府令・農林水産省令）で定める。

び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農
政局長

十一 法第六十五条第四項の規定による取扱業者に対する報告の徴
収及び物件の提出の要求 当該取扱業者の主たる事務所の所在地
を管轄する地方農政局長

十二 法第六十五条第四項の規定による取扱業者とその事業に関し
て関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求
当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十三 法第六十五条第四項の規定による取扱業者又はその者とその
事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該
立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

十四 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示
を行つた者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該者の
主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十五 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示
を行つた者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の
徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地
を管轄する地方農政局長

十六 法第六十五条第五項の規定による法第六十八条第一項の表示
を行つた者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関
する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を
管轄する地方農政局長

十七 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の
規定による調査 当該申出の対象とする取扱業者の主たる事務所
の所在地を管轄する地方農政局長

第七十八条 （格付実績等の報告）

登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日ま
でにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証
生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入
業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国
流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格
付実績又は格付の表示の実績（有機農産物の認証生産行程管理者又
は認証外国生産行程管理者にあつては、認証に係るは場の面積を含
む。）及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資
の取扱い等の方法の区分ごとの適合の表示の実績を取りまとめ、農
林水産大臣に報告しなければならない。

2 登録試験業者又は登録外国試験業者は、毎年九月末日までにその
前年度のこれらの者の試験等に係る登録標章を付した証明書の交付

定により都道府県知事及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととされる事務に係るものを除く。）に限る。） 当該地方農政局の長

二 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録認証機関の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。次号から第十号まで及び第十四号から第十六号までにおいて同じ。）

三 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

四 法第六十五条第一項の規定による登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

五 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

六 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者又は指定農林物資の取扱業者とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

七 法第六十五条第二項の規定による認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問 当該立入検査又は質問の場所の所在地を管轄する地方農政局長

八 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該登録試験業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

九 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求 当該事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

十 法第六十五条第三項の規定による登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に関する立入検査及

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

都道府県の知事

三 都道府県知事が指定都市内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行った場合 当該指定都市の長

6 消費者庁長官又は農林水産大臣は、次の各号に掲げる取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者について法第六十五条第四項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出の要求又は立入検査若しくは質問を行った結果、当該取扱業者が法第六十条の規定に違反しており、又は正当な理由がなく法第六十一条第一項の規定による指示に係る措置（第一項本文の規定により同項第一号に定める者がした指示に係るものに限る。）をとっていないと思料するときは、その旨を当該取扱業者の区分に応じ当該各号に定める者に通知しなければならない。

一 都道府県内取扱業者 当該都道府県の知事

二 指定都市内取扱業者 当該指定都市の長

7 消費者庁長官又は農林水産大臣は、法第七十条第二項の規定による調査を行った場合において、都道府県知事又は指定都市の長が同項に規定する措置を講ずる必要があると思料するときは、その旨を当該都道府県知事又は指定都市の長に通知しなければならない。

8 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第六号に掲げる事務のうち法第七十条第二項の規定による調査を行った場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。

一 都道府県知事が指定都市内取扱業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該指定都市の長

二 指定都市の長が都道府県内取扱業者に関する当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣並びに当該都道府県の知事

三 前二号に掲げる場合以外の当該調査を行った場合 消費者庁長官及び農林水産大臣

9 第一項ただし書の場合において、消費者庁長官若しくは農林水産大臣又は都道府県知事若しくは指定都市の長が同項第三号から第六号までに掲げる事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

（権限の委任）

第七十七条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いずれも取扱業者であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の地方農政局の管轄区域内のみにあるものに関するもの（令第十九条第一項本文の規定

- 、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 五 法第六十五条第四項の規定による**取扱業者**又はその者との事業に関して関係のある事業者に関する立入検査及び質問に関する事務 当該立入検査又は質問に係る次のイ又はロに掲げる場所の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる場所以外の場所 当該場所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ 指定都市の区域内の場所 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 六 法第七十条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による調査に関する事務 当該申出の対象とする次のイ又はロに掲げる**取扱業者の区分**に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる**取扱業者**以外の**取扱業者** 当該**取扱業者**の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ **取扱業者であつて**、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事
- 2 前項本文の場合においては、法中同項本文に規定する事務に係る内閣総理大臣又は農林水産大臣に関する規定（法第六十一条第二項及び第四項並びに第六十五条第八項の規定を除く。）は、都道府県知事又は指定都市の長に関する規定として都道府県知事又は指定都市の長に適用があるものとする。
- 3 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第一号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官及び農林水産大臣に報告しなければならない。
- 4 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第二号に掲げる事務を行つた場合には、内閣府令で定めるところにより、その内容を消費者庁長官に報告しなければならない。
- 5 都道府県知事又は指定都市の長は、第一項本文の規定により同項第三号から第五号までに掲げる事務を行つた場合には、内閣府令・農林水産省令で定めるところにより、その結果を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に報告しなければならない。
- 一 都道府県内取扱業者及び指定都市内取扱業者以外の**取扱業者**又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 消費者庁長官及び農林水産大臣
- 二 指定都市の長が都道府県内取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者に関する事務を行つた場合 当該

- 一 法第六十一条第一項の規定による指示及び当該指示に係る法第六十二条の規定による公表（いずれも**取扱業者**（**法第十条第一項**に規定する**取扱業者**をいう。以下この条において同じ。）であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるものに限るものに限る。）に関する事務 次のイ又はロに掲げる**取扱業者**の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ **取扱業者**であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の都道府県の区域内のみにあるもの（ロに規定する**指定都市内取扱業者**を除く。以下この条において「**都道府県内取扱業者**」という。） 当該都道府県の知事
- ロ **取扱業者**であつて、その主たる事務所並びに事業所、工場及び店舗が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市をいう。以下この条において同じ。）の区域内のみにあるもの（以下この条において「**指定都市内取扱業者**」という。） 当該指定都市の長
- 二 法第六十一条第一項の規定による前号イ又はロに定める者の指示に係る同条第三項の規定による命令及び当該命令に係る法第六十二条の規定による公表に関する事務 次のイ又はロに掲げる**取扱業者**の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ 都道府県内**取扱業者** 当該都道府県の知事
- ロ **指定都市内取扱業者** 当該指定都市の長
- 三 法第六十五条第四項の規定による**取扱業者**に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる**取扱業者**の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ ロに掲げる**取扱業者**以外の**取扱業者** 当該**取扱業者**の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ **取扱業者**であつて、その主たる事務所が指定都市の区域内にあるもの 当該指定都市の長及び当該指定都市を包括する都道府県の知事（都道府県知事にあつては、**法第六十一条**の規定により自ら行う指示又は命令に関し必要と認められる場合に限る。次号ロ及び第五号ロにおいて同じ。）
- 四 法第六十五条第四項の規定による**取扱業者**とその事業に関して関係のある事業者に対する報告の徴収及び物件の提出の要求に関する事務 次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める者
- イ **取扱業者**とその事業に関して関係のある事業者であつて、ロに掲げる事業者以外のもの 当該**取扱業者**とその事業に関して関係のある事業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事
- ロ **取扱業者**とその事業に関して関係のある事業者であつて

し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第五十九条及び第六十一条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(日本農林規格の活用を図るための施策)

第七十一条 国及びセクターは、取扱業者による創意工夫を生かした日本農林規格の活用を図られるよう、日本農林規格に関する制度の普及に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国及びセクターは、規格に関する啓発及び普及、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画その他必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第七十二条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

(食品衛生法等の適用)

第七十三条 この法律の規定は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）又は不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の適用を排除するものと解してはならない。

(権限の委任等)

第七十四条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市の長が行うこととすることができる。

(消費者庁長官に委任されない権限)

第十八条 法第七十四条第一項の政令で定める権限は、法第五十九條第一項、第三項及び第四項並びに第七十二条の規定による権限とする。

(都道府県又は指定都市が処理する事務)

第十九条 法に規定する農林水産大臣の権限及び法第七十四条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者が行うこととする。ただし、第三号から第六号までに掲げる事務（第三号から第五号までに掲げる事務にあつては、法第六十一条の規定の施行に関し必要と認められる場合におけるものに限る。）については、消費者庁長官又は農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

第六十八条 農林水産大臣は、事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その旨を公表することができる。

(農林水産大臣に対する申出)

第六十九条 何人も、次に掲げる場合には、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

一 格付の表示を付された農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）又は適合の表示に係る農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

二 登録標章を付された証明書に係る試験等の方法が日本農林規格に適合しないと認めるとき。

三 指定農林物資に係る名称の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき。

四 事実に相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、これを放置しては日本農林規格に定める基準への適合に関する表示に対する信頼を損なうおそれがあるなど、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第三十九条、第五十条、第五十五条、第六十四条又は前条に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

第七十条 何人も、飲食品以外の農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣（当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第六十一条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法のみに係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に申

(農林水産大臣に対する申出の手続)

第七十六条 法第六十九条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。

一 申出人の氏名又は名称及び住所

二 申出に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分

三 申出の理由

四 申出に係る取扱業者又は試験業者の氏名又は名称及び住所

五 申出に係る農林物資の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

5 農林水産大臣は、前条第五項の場合において必要があると認めるときは、センターに、第六十八条第一項の表示を行った者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、試験所、事務所又は倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

6 農林水産大臣は、前各項の規定によりセンターに立入検査又は質問を行わせる場合には、センターに対し、当該立入検査又は質問の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

7 センターは、前項の指示に従って第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問を行ったときは、農林水産省令で定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

8 農林水産大臣は、第四項の規定による立入検査又は質問について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

9 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問については、前条第六項及び第七項の規定を準用する。

(センターに対する命令)

第六十七条 農林水産大臣は、前条第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等)

(センターの行う立入検査及び質問の結果の報告)
第七十四条 法第六十六条第七項の規定による報告は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

- 一 立入検査又は質問を行った登録認証機関、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、登録試験業者、法第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者、指定農林物資の取扱業者又は法第六十八条第一項の表示を行った者の氏名又は名称及び住所
- 二 立入検査又は質問を行った年月日
- 三 立入検査又は質問を行った場所
- 四 立入検査又は質問に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法若しくは試験等の方法の区分
- 五 立入検査又は質問の結果
- 六 その他参考となるべき事項

(法第六十六第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書)

第七十五条 法第六十六条第九項において準用する法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十九号による。

きる。

6 前各項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 次の各号に掲げる大臣は、第四項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

- 一 内閣総理大臣 農林水産大臣
- 二 農林水産大臣 内閣総理大臣

(センターによる立入検査等)

第六十六条 農林水産大臣は、前条第一項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録認証機関又はその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者の事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、前条第二項の場合において必要があると認めるときは、センターに、認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者又はこれらの者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

3 農林水産大臣は、前条第三項の場合において必要があると認めるときは、センターに、登録試験業者又はその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者の試験所、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は従業者その他の関係者に質問させることができる。

4 農林水産大臣は、前条第四項の規定によりその職員に立入検査又は質問を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者又はその者とその事業に関して関係のある事業者のほか、工場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立

第七十三条 法第六十五条第六項の証明書は、別記様式第十八号による。

2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、**認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者若しくは認証方法取扱業者若しくは指定農林物資の取扱業者、販売業者若しくは輸入業者若しくはこれらの者とその事業に関して関係のある事業者に対し、格付（格付の表示を含む。以下この項及び次条第二項において同じ。）若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、格付若しくは適合の表示若しくは指定農林物資に係る名称の表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。**

3 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、**登録試験業者若しくはその登録試験業者とその業務に関して関係のある事業者に対し、試験等に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。**

4 内閣総理大臣又は農林水産大臣（第六十一条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、**第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の取扱業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、品質に関する表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。**

5 農林水産大臣は、第六十八条の規定の施行に必要な限度において、**同条第一項の表示を行った者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その表示に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者のほ場、工場、店舗、試験所、事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、その表示に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。**

（法第六十五条第一項から第五項までの規定による立入検査及び質問をする職員の身分を示す証明書）

は一般消費者の選択に著しい支障を生ずるおそれがあるため、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められるものとして政令で指定するもの（以下「指定農林物資」という。）については、当該指定農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に当該日本農林規格による格付の表示が付されていない場合には、当該名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

一 当該日本農林規格において定める品質とは異なる品質の他の農林物資

二 当該日本農林規格において定める生産行程とは異なる生産行程により生産される他の農林物資

三 当該日本農林規格において定める流通行程とは異なる流通行程により流通される他の農林物資

2 何人も、指定農林物資以外の農林物資について、当該指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

3 輸入業者は、指定農林物資に係る日本農林規格による格付の表示が当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されておらず、かつ、当該日本農林規格において定める名称の表示又はこれと紛らわしい表示が付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）でその輸入に係るものを販売し、販売の委託をし、又は販売のために陳列してはならない。

（名称の表示の除去命令等）

第六十四条 農林水産大臣は、前条の規定に違反した者に対し、指定農林物資に係る日本農林規格において定める名称の表示若しくはこれと紛らわしい表示を除去若しくは抹消すべき旨を命じ、又は指定農林物資の販売、販売の委託若しくは販売のための陳列を禁止することができる。

第六章 雑則

（立入検査等）

第六十五条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録認証機関若しくはその登録認証機関とその業務に関して関係のある事業者に対し、認証に関する業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所若しくは倉庫その他の場所に立ち入り、認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができる。

（三年前）から当該農産物の収穫に至るまでの間、化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（使用することがやむを得ないものとして農林水産大臣が定めるものを除く。以下この号において「化学農薬等」という。）を使用しないほ場（当該農産物の収穫の一年前から収穫に至るまでの間、化学農薬等を使用しないほ場であつて、当該農産物の収穫後も引き続き化学農薬等を使用しないことが確実であると見込まれるものを含む。）において収穫された農産物（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

二 専ら前号に掲げる農産物を原料又は材料として製造し、又は加工した飲食料品（農林水産大臣が定める基準に適合するものに限る。）

項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項中「その改正について審議会の審議に付さなければ」とあるのは「その改正をしなければ」と、同条第五項中「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」と読み替えるものとする。

（品質に関する表示の基準の遵守）

第六十条 取扱業者は、前条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準に従い、飲食料品以外の農林物資の品質に関する表示をしなければならない。

（表示に関する指示等）

第六十一条 第五十九条第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準を守らない取扱業者があるときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣）は、当該取扱業者に対し、その基準を守るべき旨の指示をすることができる。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示（第一号に掲げる大臣にあつては、同項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係るものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣
二 農林水産大臣 内閣総理大臣

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その指示に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくてその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第六十二条 前条の規定により指示又は命令が行われるときは、これと併せてその旨の公表が行われるものとする。

（指定農林物資に係る名称の表示）

第六十三条 何人も、日本農林規格（第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）において名称が定められている農林物資であつて、当該名称が次に掲げる農林物資についても用いられており、これを放置して

（名称の表示の適正化を図ることが必要な農林物資）
第十七条 法第六十三条第一項の政令で指定する農林物資は、次のいずれかに該当する飲食料品とする。

一 当該農産物の生産に用いた種苗のは種又は植付けの二年前（多年生の植物から収穫されるものにあつては、その収穫の

等に係る証明書に登録標章を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等に登録標章を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に登録標章と紛らわしい標章を付してはならない。

(登録標章等の付してある証明書を用いた農林物資の輸入)

第五十八条 輸入業者は、登録標章又はこれと紛らわしい標章の付してある試験等に係る証明書を用いて、その輸入に係る農林物資を譲り渡し、又は譲渡しの委託をしてはならない。ただし、当該登録標章が第四十二条又は第五十三条の規定により付されたものである場合は、この限りでない。

第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化

(取扱業者が守るべき表示の基準)

第五十九条 内閣総理大臣は、飲食料品以外の農林物資で、一般消費者がその購入に際してその品質を識別することが特に必要であると認められるもののうち、一般消費者の経済的利益を保護するためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で指定するものについては、その指定のあった後速やかに、その品質に関する表示について、その取扱業者が守るべき基準を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により品質に関する表示の基準を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準を定めようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣に協議するとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 第三条第二項並びに第九条第一項、第四項及び第五項の規定は第一項の場合について、同条第二項から第五項までの規定は第一項の規定により定められた品質に関する表示の基準について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一

週間前」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第五十五条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

林水産省又はセンターの職員二人が法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額（第三項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

2 前項に定める額の手数料を納付して法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法第五十六条において準用する法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。

3 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

準用する法第四十四条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第七十二条の五第二項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）
第七十二条の十七 第七十二条の九の規定は、登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、第七十二条の九中「第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）」（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第七十二条の十三において準用する第七十二条の五第二項第二号（イを除く。）」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の地位の承継の届出）
第七十二条の十八 第七十二条の十の規定は、法第五十六条において準用する法第四十六条第二項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の試験所の変更の届出）
第七十二条の十九 第七十二条の十一の規定は、法第五十六条において準用する法第四十七条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国試験業者の業務の休廃止の届出）
第七十二条の二十 第七十二条の十二の規定は、法第五十六条において準用する法第四十八条第一項の規定による届出について準用する。

第三節 登録標章の保護

（登録標章等を付することの禁止）
第五十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、試験等に係る証明書に登録標章を付してはならない。

一 登録試験業者が、第四十二条の規定に基づき、試験等に係る証明書に登録標章を付する場合

二 登録外国試験業者が、第五十三条の規定に基づき、試験

じ

なかつたとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

四 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国試験業者に対しその登録に係る試験等に関する業務に必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国試験業者の試験所において登録に係る試験等に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国試験業者若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

六 第三項の規定による費用の負担をしないとき。

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合のほか、同項の規定により一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、登録外国試験業者がその請求に応じなかつたときは、当該登録を取り消すことができる。

3 第一項第五号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国試験業者の負担とする。

（準用）

第五十六条 第四十三條第二項、第四十四條から第四十九條まで及び第五十條第二項から第四項までの規定は、登録外国試験業者について準用する。この場合において、第四十三條第二項中「前項」とあり、及び第四十四條第一項中「前条第一項」とあるのは「第五十四條」と、第四十九條中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第五十條第二項中「前項」とあるのは「第五十五條第一項又は第二項」と、「一週間前」とあるのは「二

（登録外国試験業者の試験所における検査に要する費用の負担）

第十四條 法第五十五條第三項の政令で定める費用は、農林水産省又はセンターの職員二人が同条第一項第五号の検査のため当該検査に係る試験所の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その旅費の額は、出張をする職員が給与法第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

（登録外国試験業者の登録の有効期間）

第十五條 法第五十六條において準用する法第四十五條第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録外国試験業者の登録更新手数料）

第十六條 法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の政令で定める額は、三万千円（電子申請による場合にあっては、三万七千円）に、農

（登録外国試験業者の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第七十二條の十五 前條の規定は、令第十四條の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前條第一号及び第三号中「登録の審査」とあるのは、「検査」と読み替えるものとする。

（登録外国試験業者の登録の更新に係る準用）

第七十二條の十六 第七十二條の五の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の登録の更新の申請について、第七十二條の六の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において準用する法第四十三條第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二條の七の規定は法第五十六條において準用する法第四十五條第二項において

ろにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

又はセンターの職員二人が法第五十三条の登録の審査のため当該審査に係る試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

2 法第五十三条の登録（以下この条及び第十六条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第三十四条の登録を受けている場合における法第五十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、三万三千八百円（電子申請による場合にあつては、三万三千四百円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第五十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、二万七千六百円（電子申請による場合にあつては、二万七千円）に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

4 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第五十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

5 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

五十四条の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七の規定は法第五十六条において準用する法第四十四条の登録について、それぞれ準用する。

（登録外国試験業者の登録に係る旅費の額の計算の細目）
第七十二条の十四 令第十三条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。

一 登録の審査のためその地に出張する者の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。

二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。

三 登録の審査を実施する日数については、一日とすること。

四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。

五 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

（登録の取消し等）

第五十五条 農林水産大臣は、登録を受けた外国試験業者（以下「登録外国試験業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は当該登録外国試験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一 その試験所が次条において準用する第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 次条において準用する第四十九条の規定による請求に応

験業者に対し、一年以内の期間を定めて試験等に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 その試験所が第四十四条第一項に規定する基準に適合しなくなったとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正の手段により登録を受けたとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定による処分に係る聴聞をしようとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務)

第五十一条 登録試験業者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、試験等に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(日本農林規格登録試験業者という名称の使用の禁止)

第五十二条 登録試験業者でない者は、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録試験業者は、その登録した試験等の方法以外の試験等の方法については、日本農林規格登録試験業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

第二節 外国における試験等

(試験等)

第五十三条 試験等を業とする者（外国において試験等を行う者に限る。第五十五条第一項において「外国試験業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、登録標章を付した証明書を交付することができる。

(登録)

第五十四条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところ

(登録外国試験業者の登録手数料)

第十三条 法第五十四条の政令で定める額は、四万三千四百円（電子申請による場合にあっては、四万三千元）に、農林水産省

(登録外国試験業者の登録に係る準用)

第七十二条の十三 第七十二条の二から第七十二条の五までの規定は法第五十四条の登録の申請について、第七十二条の六の規定は法第

国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、農林水産省令で定める。

2 登録は、次に掲げる事項を登録試験業者登録台帳に記載し
て行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた試験業者（以下「登録試験業者」という。

）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代
表者の氏名

三 登録試験業者の試験所の名称及び所在地

四 登録試験業者が行う試験等の方法の区分

3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号
に掲げる事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第四十五条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごと
にその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効
力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

3 第一項の登録の更新の申請があつた場合において、同項の
期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従
前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるま
での間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登
録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日か
ら起算するものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により登録が効力を失つた
ときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（登録試験業者の登録の有効期間）

第十一条 法第四十五条第一項の政令で定める期間は、四年とす
る。

（登録試験業者の登録更新手数料）

第十二条 法第四十五条第二項において準用する法第四十三条第
一項の政令で定める額は、七万三千四百円（電子申請による場
合にあつては、七万三千元）とする。

2 前項に定める額の手数料を納付して法第四十五条第一項の登
録の更新（以下この項において「業者登録の更新」という。）
を受けようとする者が同時に当該業者登録の更新に係る業者登
録以外の他の業者登録に係る業者登録の更新を受けようとする
場合における当該他の業者登録に係る業者登録の更新に係る法
第四十五条第二項において準用する法第四十三条第一項の政令
で定める額は、前項の規定にかかわらず、一万七千円とする。

（登録試験業者の登録の更新に係る準用）

第七十二条の八 第七十二条の五の規定は法第四十五条第二項にお
いて準用する法第四十三条第一項の登録の更新の申請について、第七
十二条の六の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四
十三条第一項の農林水産省令で定める区分について、第七十二条の七
の規定は法第四十五条第二項において準用する法第四十四条第一
項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第
七十二条の五第二項中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げ
る書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変
更がない書類を除く。）」と読み替えるものとする。

（登録試験業者の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第七十二条の九 登録試験業者（法第四十四条第二項第二号に規定す

(登録)
第四十三条 前条の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、センターに、当該申請が次条第一項に規定する基準に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(登録の基準)
第四十四条 農林水産大臣は、前条第一項の規定による申請をした者の試験所（試験等を行う場所をいう。以下同じ。）が

(登録試験業者の登録手数料)
第十条 法第四十三条第一項の政令で定める額は、八万五千七百円（電子申請による場合にあつては、八万五千二百円）とする。
2 法第四十二条の登録（以下この条及び第十二条第二項において「業者登録」という。）を受けようとする者が現に法第十四条第一項の登録を受けている場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、七万六千五百円（電子申請による場合にあつては、七万五千六百円）とする。
3 現に業者登録を受けている者が他の業者登録を受けようとする場合における法第四十三条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、三万四千八百円（電子申請による場合にあつては、三万四千四百円）とする。
4 前三項に定める額の手数料を納付して業者登録を受けようとする者が同時に他の業者登録を受けようとする場合における当該他の業者登録に係る法第四十三条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、二万五千円とする。

二 表示の方法は、農林水産大臣が試験等の方法の区分ごとに告示で定める。

(登録試験業者の登録)
第七十二条の五 法第四十三条第一項の登録の申請は、別記様式第十二号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納付するものとする。
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
二 次に掲げる事項を記載した書類
イ 試験等に関する業務の概要及び当該業務の実績
ロ 試験等に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項
ハ 試験等に関する業務に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在及びその所有又は借入れの別
ニ 試験等に関する業務を行う施設の概要
ホ 試験等に関する業務を行う組織に関する事項
ヘ 試験等に関する業務の実施の方法に関する事項
ト 試験等に関する業務に従事する者の氏名及びその者が試験等の業務又はこれに類似する業務に従事した経歴を有する場合は、その実績
3 第一項の申請書の提出は、センターを経由して行うものとする。
(登録試験業者の登録の区分)
第七十二条の六 法第四十三条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。
一 飲食料品に係る試験等の方法
二 木材又は竹材に係る試験等の方法
三 飲食料品並びに木材及び竹材以外の農林物資に係る試験等の方法

(登録試験業者登録台帳への記載)
第七十二条の七 法第四十四条第一項の登録は、別記様式第十三号による登録試験業者登録台帳に記載して行う。

なければならない。

第四章 日本農林規格による試験等

第一節 試験等

(試験等)

第四十二条 試験等を業とする者（国内において試験等を行う者に限る。第四十四条第二項第二号において「試験業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣の登録を受けて、日本農林規格（第二条第二項第三号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。以下この章において同じ。）による試験等を行い、農林水産省令で定める事項を記載し、農林水産省令で定める標章（以下「登録標章」という。）を付した証明書を交付することができる。

(登録試験業者の登録の申請)
第七十二条の二 法第四十二条の登録の申請は、農林水産大臣に対して行う。

(試験等の証明書の記載事項)

第七十二条の三 法第四十二条の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書の発行番号、頁及び発行年月日
- 二 証明書を発行した試験業者（法第四十二条に規定する試験業者をいう。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所並びに証明書の発行業務を執行する役員又は職員の役職名、氏名及び記名押印又は署名
- 三 試験等の依頼者の氏名又は名称及び住所
- 四 試験等を行った農林物資の種類、識別、特徴及び状態
- 五 試験等を行った年月日並びに当該試験等の結果及びその結果に付随する情報
- 六 試験等を行った農林物資が、受領から証明書の発行までの時間の経過に伴ってその形質に変化を起し、試験等の結果に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該農林物資を受領した年月日及びサンプリングの実施日
- 七 サンプリングの方法が試験等の結果の妥当性又は適用に影響を与える蓋然性が高い場合には、当該試験等を行った農林物資に関するサンプリング計画及びサンプリング方法
- 八 試験等の方法及び当該試験等の方法が定められている日本農林規格の名称

(登録標章)

第七十二条の四 法第四十二条の農林水産省令で定める標章は、次のとおりとする。

- 一 表示する事項は、日本農林規格による試験等を行う試験所（法第四十四条第一項に規定する試験所をいう。以下同じ。）であることを意味する事項とし、その様式は農林水産大臣が同項に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準であつて試験等の方法の区分ごとに定めるものごとに告示で定める。

2 認証流通行管理程管理者又は認証外国流通行管理程管理者は、その認証に係る農林物資（当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示の付してあるものであって農林水産省令で定めるものに限る。）の流通行管理程又は把握が他の認証流通行管理程管理者又は認証外国流通行管理程管理者に引き継がれないときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消し

2 法第四十一条第二項の農林水産省令で定める農林物資は、定温管理流通加工食品とする。	生産情報公表農産物	一 生産情報（生産情報と併せて農林水産大臣が定めるところにより算定した化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合が公表されている生産情報公表農産物にあっては、当該化学合成農薬削減割合又は化学肥料削減割合を含む。以下この項において同じ。）の公表が取りやめられること。 二 公表されている生産情報が当該生産情報公表農産物に係る生産情報であることが明らかでなくなること。 三 公表されている生産情報が事実と反していること。 四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
	生産情報公表加工食品	一 生産情報の公表が取りやめられること。 二 公表されている生産情報が当該生産情報公表加工食品に係る生産情報であることが明らかでなくなること。 三 公表されている生産情報が事実と反していること。 四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
2 法第四十一条第二項の農林水産省令で定める農林物資は、定温管理流通加工食品とする。	生産情報公表養殖魚	一 生産情報の公表が取りやめられること。 二 公表されている生産情報が当該生産情報公表養殖魚に係る生産情報であることが明らかでなくなること。 三 公表されている生産情報が事実と反していること。 四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
	定温管理流通加工食品	一 一定温で流通行管理程が行われないこと。 二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
2 法第四十一条第二項の農林水産省令で定める農林物資は、定温管理流通加工食品とする。	その他の農林物資	格付が行われた当該農林物資と異なる種類の農林物資と混合すること。
	その他の農林物資	格付が行われた当該農林物資と異なる種類の農林物資と混合すること。

由が生じたときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

有機加工食品	一 農林水産大臣が定める物質（当該有機加工食品が第三十七条に規定する国から輸入された 農林物資 である場合に あつては 、当該国の格付の制度において使用し、又は混入することが認められている物質）以外の薬剤、添加物その他の物質が使用され、又は混入すること。 二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
有機飼料	一 農林水産大臣が定める 物質 以外の薬剤、添加物その他の 物質 が使用され、又は混入すること。 二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
有機畜産物	一 農林水産大臣が定める 物質 以外の薬剤、添加物その他の 物質 が使用され、又は混入すること。 二 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
生産情報公表牛肉	一 生産情報の公表が取りやめられること。 二 公表されている生産情報が当該生産情報公表牛肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。 三 公表されている生産情報が事実と反していること。 四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。
生産情報公表豚肉	一 生産情報の公表が取りやめられること。 二 公表されている生産情報が当該生産情報公表豚肉に係る生産情報であることが明らかでなくなること。 三 公表されている生産情報が事実と反していること。 四 上欄に掲げる農林物資以外の農林物資と混合すること。

証方法取扱業者に対し、期間を定めてその改善を命じ、又は適合の表示の除去若しくは抹消を命じることができる。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくてその命令に応じなかったときは、その旨を公表することができる。

4 第一項及び前項の規定は認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者について、前二項の規定は認証方法外国取扱業者について、それぞれ準用する。この場合において、第一項中「第十条第一項から第三項まで」とあるのは「第三十条第一項から第三項まで」と、「同条第五項、第十一條第一項若しくは第十二條第一項」とあるのは「同条第五項において準用する第十条第五項の規定若しくは第三十一条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第三十三条第一項」と、「命じ」とあるのは「請求し」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、前項中「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

（格付の表示等の付してある農林物資の輸入）

第四十条 輸入業者は、格付の表示若しくは適合の表示又はこれらと紛らわしい表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状にこれらの表示の付してある場合における当該農林物資を含む。以下この条において同じ。）でその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該表示が認証品質外国取扱業者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合
- 二 当該表示が認証外国生産行程管理者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合
- 三 当該表示が認証外国流通行程管理者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合
- 四 当該表示が認証外国小分け業者によりその認証に係る農林物資に付された格付の表示である場合

（格付の表示の除去等）

第四十一条 取扱業者は、その所有する農林物資（農林水産省令で定めるものに限る。）であつて格付の表示の付してあるもの（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に日本農林規格に適合しないことが事実となる事由として農林水産省令で定める事

（格付の表示の除去等を行う農林物資）

第七十二条 法第四十一条第一項の農林水産省令で定める農林物資は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同項の農林水産省令で定める事由は、当該農林物資について同表の下欄に掲げるとおりとする。

有機農産物	
一	農林水産大臣が定める物質（当該有機農産物が第三十七条に規定する国から輸入さ

第三十一条第一項の規定に基づく格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に当該格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）に関する広告等に当該格付の表示を付する場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に格付の表示を付してはならない。

3 何人も、試験等に係る証明書に格付の表示を付してはならない。

4 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等又は試験等に係る証明書に格付の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（適合の表示等の禁止）

第三十八条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又は農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付してはならない。

一 第十三条第一項の認証を受けた取扱業者（以下「認証方取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

二 第三十三条第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証方法外国取扱業者」という。）が、同項の規定に基づき、農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付する場合

2 何人も、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示を付してはならない。

3 何人も、農林物資若しくは農林物資の取扱い等に関する広告等、農林物資若しくはその包装、容器若しくは送り状又は試験等に係る証明書に適合の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

（改善命令等）

第三十九条 農林水産大臣は、第十条第一項から第三項までの規定による格付又はこれらの規定若しくは同条第五項、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定に基づく格付の表示が適当でないとき、当該格付を行い、又は当該格付の表示を付した認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者又は認証輸入業者に、対し、期間を定めてその改善を命じ、又は格付の表示の除去若しくは抹消を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、第十三条第一項の規定に基づく適合の表示が適当でないとき、当該適合の表示を付した認

（格付の表示等の禁止）

第三十七条 何人も、次に掲げる場合を除き、農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付してはならない。

一 認証品質取扱業者が、第十条第一項又は第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

二 認証生産行程管理者が、第十条第二項又は第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

三 認証流通行程管理者が、第十条第三項又は第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

四 第十一条第一項の認証を受けた小分け業者（以下「認証小分け業者」という。）が、同項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

五 第十二条第一項の認証を受けた輸入業者（以下「認証輸入業者」という。）が、同項の規定に基づき、その輸入に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

六 認証品質外国取扱業者が、第三十条第一項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その取扱いに係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

七 認証外国生産行程管理者が、第三十条第二項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その生産行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

八 認証外国流通行程管理者が、第三十条第三項又は同条第五項において準用する第十条第五項の規定に基づき、その流通行程の管理若しくは把握に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

九 認証外国小分け業者が、第三十一条第一項の規定に基づき、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付する場合

2

何人も、第十条第一項から第三項まで若しくは第五項（第三十条第五項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項、第十二条第一項、第三十条第一項から第三項まで又は

くは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした」とあるのは「法第三十九条第四項において準用する法第三十九条第一項又は第二項の規定による請求に応じなかった」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の認証等の報告）

第六十六条 第四十七条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第三項の規定による報告について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と、同条第二項中「前条第一項第三号ニ」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第一項第三号ニ」と、同条第六項中「前条第二項」とあるのは「第六十五条において準用する第四十六条第二項」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の事業所の変更の届出）

第六十七条 第四十八条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十条第一項の規定による届出について準用する。

（登録外国認証機関の業務規程）

第六十八条 第四十九条第一項及び第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第一項の規定による届出について、第四十九条第三項の規定は法第三十六条において準用する法第二十一条第二項の農林水産省令で定める事項について、それぞれ準用する。

（登録外国認証機関の業務の休廃止の届出）

第六十九条 第五十条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十二條第一項の規定による届出について準用する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第七十条 第五十一条第一項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第三号の農林水産省令で定める方法について、第五十一条第二項の規定は法第三十六条において準用する法第二十三条第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法について、それぞれ準用する。

（登録外国認証機関の帳簿）

第七十一条 第五十二条の規定は、法第三十六条において準用する法第二十七条の規定による帳簿の記載について準用する。

4 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

4 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

4 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

4 第六条第五項の規定は、旅費の額の計算について準用する。

(登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)
第六十三条 第四十四条の規定は、登録外国認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更について準用する。この場合において、同条中「第三十九条第二項第二号」とあるのは「第五十九条において準用する第三十九条第二項第二号」と、又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）とあるのは「若しくは第六号又は第六十二条において準用する第三十九条第二項第二号（ホを除く。）」、「第五号若しくは第六号」と読み替えるものとする。

第六十四条 第四十五条の規定は、法第三十六条において準用する法第十八条第二項の規定による届出について準用する。

第六十四条 第四十五条の規定は、法第三十六条において準用する法第十八条第二項の規定による届出について準用する。

第六十五条 第四十六条の規定は、法第三十六条において準用する法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。こ

第六十五條 第四十六條の規定は、法第三十六條において準用する法第十九條第二項の農林水産省令で定める基準について準用する。この場合において、第四十六條第一項第一号中「第十條第一項から第三項まで、第十一條第一項、第十二條第一項、第三十條」とあるのは「第三十條」と、同号ニ(2)中「並びに第三十八條」とあるのは「第三十八條の規定並びに法第三十條第五項において準用する法第三十條第六項及び第七項」と、同号ニ(3)中「第三十九條」とあるのは「第三十九條第四項において準用する法第三十九條第一項から第三項」と、命令に違反し、又は法第六十五條第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をして」とあるのは「請求を拒んで」と、同項第三号ロ及びホ(2)中「又は第三十八條」とあるのは「第三十八條又は法第三十條第五項において準用する法第十條第六項若しくは第七項の規定」と、同号ホ(6)中「法第三十九條第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五條第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは

旅費の額は、出張をする職員が給与法第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、旅費法の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

（準用）

第三十六条 第十四条第二項、第十五条から第二十五条まで、第二十六条第四項から第六項まで及び第二十七条の規定は、登録外国認証機関について準用する。この場合において、第十四条第二項中「前項」とあり、及び第十六条第一項中「第十四条第一項」とあるのは「第三十四条」と、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第二十六条第四項中「前三項」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」と、「一週間前」とあるのは「二週間前」と、同条第六項中「第一項から第三項まで」とあるのは「第三十五条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（登録外国認証機関の登録の有効期間）
第八条 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録外国認証機関の登録更新手数料）

第九条 法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、農林水産省又はセンターの職員二人が法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（次項及び第四項において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千五百円（電子申請による場合にあつては、七万六千五百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 五万三千六百円（電子申請による場合にあつては、五万三千三百円）

2 法第三十六条において準用する法第十七条第一項の登録の更新（次項において「機関登録の更新」という。）を受けようとする者が同時に法第五十六条において準用する法第四十五条第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 六万三千二百円（電子申請による場合にあつては、六万二千七百円）

二 前号に規定する区分以外の区分 四万五千七百円（電子申請による場合にあつては、四万五千二百円）

3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合に

（登録外国認証機関の登録の更新に係る準用）

第六十二条 第三十九条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、第六十条の規定は令第九条第四項において準用する令第六条第五項の規定による旅費の額の計算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第三十六条において準用する法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と、第六十条第一号及び第三号中「登録」とあるのは「登録の更新」と読み替えるものとする。

に該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を請求することができる。

一次条において準用する第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項又は第二十七條の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに次条において準用する第二十三條第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 次条において準用する第二十四條又は第二十五條の規定による請求に応じなかったとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

五 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、登録外国認証機関に対しその認証に関する業務に関し必要な報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を求めた場合において、その報告若しくは物件の提出がされず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出がされたとき。

六 農林水産大臣が、この法律の施行に必要な限度において、その職員又はセンターに登録外国認証機関の事務所、事業所又は倉庫において認証に関する業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件についての検査をさせ、又は登録外国認証機関若しくはその代表者、代理人、使用人その他の従業者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

七 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

三 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録外国認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその登録に係る認証に関する業務を停止したとき。

二 農林水産大臣が前項の規定により一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかったとき。

四 第二項第六号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける登録外国認証機関の負担とする。

（登録外国認証機関の事務所等における検査に要する費用の負担）

第七條 法第三十五條第四項の政令で定める費用は、農林水産省又はセンターの職員二人が同條第二項第六号の検査のため当該検査に係る事務所、事業所又は倉庫の所在地に出張するのに要する旅費の額に相当する費用とする。この場合において、その

（登録外国認証機関の事務所等における検査に係る旅費の額の計算の細目）

第六十一條 前條の規定は、令第七條の規定による旅費の額の計算について準用する。この場合において、前條第一号中「登録の審査」とあるのは「検査」と、同條第三号中「登録の審査」とあるのは「検査」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)
第三十五条 農林水産大臣は、登録外国認証機関が次条において準用する第十五条各号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。
2 農林水産大臣は、登録外国認証機関が次の各号のいずれか

- 該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。
- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 九万三千百円（電子申請による場合にあつては、九万二千七百円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 六万六千八百円（電子申請による場合にあつては、六万六千四百円）
- 3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第三十四条の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、旅費の額に相当する額を加算した額とする。
- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万三千七百円（電子申請による場合にあつては、七万三千二百円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 四万七千四百円（電子申請による場合にあつては、四万六千九百円）
- 4 前三項に定める額の手数を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第三十四条の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万四千百円
- 二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円
- 5 旅費の額は、出張をする職員が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとして、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算するものとし、旅行雑費の額その他その旅費の額の計算に関し必要な細目は、農林水産省令で定める。

- (登録外国認証機関の登録に係る旅費の額の計算の細目)
- 第六十条 令第六条第五項の規定による旅費の額の計算は、次に掲げるところによるものとする。
- 一 登録の審査のためその地に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地については、東京都千代田区霞が関一丁目二番一号とすること。
- 二 旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しないこと。
- 三 登録の審査を実施する日数については、一日とすること。
- 四 旅費法第六条第一項の旅行雑費については、一万円とすること。
- 五 農林水産大臣が旅費法第四十六条第一項の規定による旅費の調整を行った場合における当該調整により支給しない部分に相当する額については、算入しないこと。

第五節 外国における適合の表示

第三十三条 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告等に適合の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

第六節 登録外国認証機関

(登録外国認証機関の登録)

第三十四条 登録外国認証機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（外国にある事業所において第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は前条第一項の認証（以下この節において単に「認証」という。）を行おうとする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録外国認証機関の登録手数料)

第六条 法第三十四条の政令で定める額は、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額に、農林水産省又は独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の職員二人が同条の登録の審査のため当該審査に係る事業所の所在地に出張するのに要する旅費の額（以下この条において単に「旅費の額」という。）に相当する額を加算した額とする。

- 一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十万二千七百円（電子申請による場合にあっては、十万二千三百円）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 七万六千四百円（電子申請による場合にあっては、七万六千円）

2

法第三十四条の登録（以下この条及び第九条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第五十三条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第三十四条の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当

5

農林水産大臣は、第四十七条第五項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

6

第四十七条第六項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告に係る事項の公示については、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の申請)

第五十八条の二 第三十八条の二の規定は、法第三十三条第一項の認証の申請について準用する。この場合において、第三十八条の二中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(適合の表示を付する外国取扱業者の認証の技術的基準)

第五十八条の三 第三十八条の三の規定は、法第三十三条第一項の認証について準用する。

(登録外国認証機関の登録に係る準用)

第五十九条 第三十九条の規定は法第三十四条の登録の申請について、第四十条の規定は法第三十四条の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第三十六条において準用する法第十六条第一項の登録について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは、「第三十六条において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

5 第十条第四項から第七項までの規定は第一項の認証を受けた外国取扱業者（以下「認証品質外国取扱業者」という。）第二項の認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証外国生産行程管理者」という。）及び認証外国流通行程管理者について、同条第九項の規定は第一項から第三項までの認証について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「前三項」とあり、並びに同条第六項、第七項及び第九項中「第一項から第三項まで」とあるのは、「第三十条第一項から第三項まで」と読み替えるものとする。

（外国小分け業者による格付の表示）

第三十一条 外国小分け業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

（認証品質外国取扱業者等の公示）

第三十二条 農林水産大臣は、第十九条第三項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けたときは、遅滞なく、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は前条第一項の認証を受けた外国小分け業者（以下「認証外国小分け業者」という。）の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

第五十七条 第三十条の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第一号の検査について、第三十一条の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第二号の検査について、第三十一条の二の規定は法第三十条第五項において準用する法第十条第四項第三号の検査について、それぞれ準用する。

（外国小分け業者の認証に係る準用）

第五十六条 第三十二条及び第三十三条の規定は、法第三十一条の認証について準用する。この場合において、第三十二条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

（認証品質外国取扱業者等の公示）

第五十八条 農林水産大臣は、第四十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定により報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を公示しなければならない。

2 農林水産大臣は、第四十七条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

3 農林水産大臣は、第四十七条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、第四十七条第四項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る認証方法外国取扱業者に係る同項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

第二十九条 登録認証機関でない者は、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

2 登録認証機関は、その登録した農林物資以外の農林物資については、日本農林規格登録認証機関という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。その登録した農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法についても、同様とする。

第四節 外国における格付

(格付)

第三十条 外国取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 外国生産行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、外国にある工場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

3 外国流通行程管理者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関又は登録外国認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

4 前項の認証を受けた外国流通行程管理者（以下「認証外国流通行程管理者」という。）が他の認証外国流通行程管理者又は認証流通行程管理者から格付の表示の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、次項において準用する第十条第五項の規定により当該認証外国流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、次項において準用する同条第六項及び第七項の規定を適用する。

(格付を行う外国取扱業者の認証の申請)

第五十三条 第二十五条の規定は、法第三十条第一項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十五条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(外国生産行程管理者の認証の申請)

第五十四条 第二十八条の規定は、法第三十条第二項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十八条中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(外国流通行程管理者の認証の申請)

第五十四条の二 第二十八条の三の規定は、法第三十条第三項の認証の申請について準用する。この場合において、第二十八条の三中「登録認証機関」とあるのは「登録認証機関又は登録外国認証機関」と読み替えるものとする。

(格付を行う外国取扱業者の認証の技術的基準)

第五十五条 第二十九条の規定は、法第三十条第一項から第三項までの認証について準用する。

(格付を行う外国取扱業者の行う農林物資についての検査の方法等に係る準用)

うとするときは、その期日の一週間前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（帳簿の記載）

第二十七条 登録認証機関は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿を備え、認証に関する業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 登録認証機関若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、認証に関する業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

（日本農林規格登録認証機関という名称の使用の禁止）

（登録認証機関の帳簿）

第五十二条 登録認証機関は、次項に掲げる事項を農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに記載した帳簿を保存しなければならない。

2 法第二十七条の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項（登録方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）とする。

- 一 認証を申請した者の氏名又は名称及び住所
- 二 認証を申請した者の取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、輸入業者、外国取扱業者、外国生産行程管理者、外国流通行程管理者又は外国小分け業者の別
- 三 認証の申請を受理した年月日
- 四 認証の申請に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
- 五 認証の申請に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

六 認証をするかどうかを決定した年月日

七 前号の決定の結果

八 認証をすることを決定した場合にあっては、当該認証に係る認証番号

九 認証に従事した者の氏名

3 第一項の帳簿は、最終の記載の日から五年間保存しなければならない。

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものをいう。）により提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第二十四条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録認証機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十五条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十九条の規定に違反していると認めるときは、当該登録認証機関に対し、認証に関する業務を行うべきこと又は認証の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（登録の取消し等）

第二十六条 農林水産大臣は、登録認証機関が第十五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 農林水産大臣は、登録認証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて認証に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項、第二十一条第一項、第二十三条第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 正当な理由がないのに第二十三条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

四 不正の手段により登録を受けたとき。

3 農林水産大臣は、前二項に規定する場合のほか、登録認証機関が、正当な理由がないのに、その登録を受けた日から一年を経過してもなおその登録に係る認証に関する業務を開始せず、又は一年以上継続してその認証に関する業務を停止したときは、その登録を取り消すことができる。

4 農林水産大臣は、前三項の規定による処分に係る聴聞をよ

、次に掲げるもののうち、登録認証機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(業務の休廃止)

第二十二條 登録認証機関は、認証に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、休止し、又は廃止しようとする日の六月前までに、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十三條 登録認証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 被認証事業者その他の利害関係人は、登録認証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録認証機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子

三 認証に関する業務を行う時間及び休日に関する事項
四 認証の実施方法、認証の取消しの実施方法その他の認証に関する業務の実施方法に関する事項

五 認証に関する料金の算定方法に関する事項

六 認証に関する業務を行う組織に関する事項

七 認証に関する業務を行う者の職務及び必要な能力に関する事項

八 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

九 その他認証に関する業務に関し必要な事項

(登録認証機関の業務の休廃止の届出)

第五十條 法第二十二條第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十一号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)

第五十一條 法第二十三條第三号の農林水産省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第二十三條第二項第四号の農林水産省令で定める電磁的方法是

(事業所の変更の届出)

第二十條 登録認証機関は、認証に関する業務を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、農林水産大臣に届け出なければならない。

2 農林水産大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(業務規程)

第二十一條 登録認証機関は、認証に関する業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、認証に関する業務の開始前に、農林水産大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、認証の実施方法、認証に関する料金の算定方法その他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。

三 当該期間が満了した認証に係る認証番号

四 当該期間が満了した年月日

5 登録認証機関は、認証事業者の認証を取り消したときは、遅滞なく、次に掲げる事項(認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した別記様式第八号の二による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

一 当該取消しに係る者の氏名又は名称及び住所

二 当該取消した認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三 当該取消した認証に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

四 当該取消した認証に係る認証番号

五 当該取消しの年月日

六 当該取消しの理由

6 前条第二項の農林水産大臣が定めるところにより行う認証を受けた者の氏名又は名称、住所その他の事項の農林水産大臣への報告は、農林水産大臣が別に定めるところによるものとする。

7 登録認証機関は、法第六十九条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

(登録認証機関の事業所の変更の届出)

第四十八條 法第二十條第一項の規定による届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第九号による届出書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録認証機関の業務規程)

第四十九條 法第二十一條第一項前段の規定による業務規程の届出をしようとする登録認証機関は、別記様式第十号による届出書に業務規程正副二通を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第二十一條第一項後段の規定による業務規程の変更の届出について準用する。

3 法第二十一條第二項の農林水産省令で定める事項は、次の事項とする。

一 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域に関する事項

二 認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第六号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。

一 当該請求に係る者の氏名又は名称及び住所

二 当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三 当該請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

四 当該請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号

五 当該請求の年月日

六 当該請求の理由

3 登録認証機関は、その認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証方法取扱業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者、認証外国小分け業者又は認証方法外国取扱業者（以下この条において「認証事業者」と総称する。）が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次に掲げる事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第七号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

一 当該廃止に係る者の氏名又は名称及び住所

二 当該廃止に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

三 当該廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

四 当該廃止に係る認証事業者に係る認証番号

五 当該廃止の年月日

4 登録認証機関は、認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した別記様式第八号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

一 当該期間が満了した認証に係る者の氏名又は名称及び住所

二 当該期間が満了した認証に係る農林物資の取扱い等の方法の区分

3 登録認証機関は、農林水産省令で定めるところにより、**証**をした被認証事業者の氏名又は名称、住所その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。

又は登録認証機関が適当でないとする格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の請求をした日から当該除去若しくは抹消を終了した日までの間

(3) ハからホまでに掲げる事項の閲覧及び提供 認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、認証の有効期間が満了する日又は認証の取消しをする日から一年を経過する日までの間

(4) ヘに規定する事項の閲覧及び提供 当該事項の閲覧及び提供の開始の日から一年を経過する日までの間

2 登録認証機関は、第三十条（第五十七条において準用する場合を含む。）の検査の方法が定められている農林物資であつて当該検査を各個に行うもの（農林水産大臣が定めるものに限る。）の取扱業者又は外国取扱業者の**証**その他の**証**に関する業務を行うときは、前項第一号イ、ロ及びニ、第二号イからヘまで、第三号イからトまで並びに第四号の規定にかかわらず、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところにより当該**証**に関する業務を行うことができる。

（登録認証機関の**証**等の報告）

第四十七条 登録認証機関は、法第十条第一項から第三項まで、**第一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の**証**（前条第二項の農林水産大臣が定めるところにより行う**証**を除く。第三項において同じ。）をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項（**証**証方法取扱業者又は**証**証方法外国取扱業者の**証**にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第五号による報告書をセンターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。その報告をした事項に変更があつたときも、同様とする。**

- 一 当該**証**に係る者の氏名又は名称及び住所
 - 二 当該**証**に係る者の**証**証品質取扱業者、**証**証生産行程管理者、**証**証流通行程管理者、**証**証小分け業者、**証**証輸入業者、**証**証方法取扱業者、**証**証品質外国取扱業者、**証**証外国生産行程管理者、**証**証外国流通行程管理者、**証**証外国小分け業者又は**証**証方法外国取扱業者の別
 - 三 当該**証**に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
 - 四 当該**証**に係る工場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
 - 五 当該**証**に係る**証**証番号
 - 六 当該**証**の年月日
- 2 登録認証機関は、前条第一項第三号ロ又は二の規定による請求を

二 認証の有効期間が定められた農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証について、当該有効期間が満了したとき（認証事業者が当該有効期間の満了の日までに再び当該区分に係る認証を受けたときを除く。）は、遅滞なく、当該認証に係る次の事項を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること	
（1）	認証事業者の氏名又は名称及び住所
（2）	農林物資の取扱い等の方法の区分
（3）	認証事業者に係る認証番号
（4）	有効期間満了の年月日
ホ	認証の取消しをしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、（3）に掲げる事項を除く。）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。
（1）	取消しに係る認証事業者の氏名又は名称及び住所
（2）	取り消した認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分
（3）	取り消した認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所
（4）	取り消した認証に係る認証番号
（5）	取消しの年月日
（6）	取消しの理由
ヘ	取消しに係る認証事業者が、認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わないときは、その旨を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法により提供をすること。
ト	イからヘまでに掲げる事項の閲覧及び提供は、次に掲げる区分に応じ、次に定める期間行うこと。
（1）	イに掲げる事項の閲覧及び提供 認証をした日から当該認証に係る認証事業者が格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務を廃止する日、当該認証事業者に係る認証の有効期間が満了する日又は当該認証に係る認証事業者の認証の取消しをする日までの間
（2）	ロに掲げる事項の閲覧及び提供 前号ロ又は三に規定する格付に関する業務、格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用の停止の期間

- (3) 認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 認証に係る認証番号

(5) 認証の年月日

ロ 認証事業者に対し、前号ロ又は二の規定による請求をしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

(1) 請求に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

(2) 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分（請求が当該認証事業者の認証に係る農林物資又は農林物資の取扱い等の方法の全てに係るものであるときは、その旨）並びに格付に関する業務、適合の表示に関する業務、格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消を請求している旨

(3) 請求に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 請求に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分に係る認証番号

(5) 請求の年月日

(6) 請求の理由

ハ 認証事業者が格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項の提供をすること。

(1) 廃止に係る認証事業者の氏名又は名称及び住所

(2) 廃止に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

(3) 廃止に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所

(4) 廃止に係る認証事業者に係る認証番号

(5) 廃止の年月日

(4) 認証事業者が正当な理由がなくてロ又は三の規定による請求に応じないとき。

(5) 認証事業者が正当な理由がなくて第一号ニ(12)の報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同号ニ(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同号ニ(12)の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき又は前号イからホまでの確認のための書類審査、実地の調査若しくは能力の評価を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(6) 農林水産大臣が登録認証機関に対し、当該登録認証機関が認証した認証事業者が正当な理由がなくて、法第三十九条第一項又は第二項の規定による命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことを理由として当該認証事業者の認証を取り消すことを求めたとき。

ヘ イからニまでに定めるもののほか、認証事業者が認証に付された条件に違反したときは、適切な指導を行い、当該認証事業者が当該指導に従わないときは、認証の取消しその他の適切な措置を講ずること。

ト 認証事業者の認証の取消しをしようとするときは、その一週間前までに当該認証事業者にその旨を通知し、弁明の機会を付与すること。

チ イからトまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証事業者の認証の取消しその他の措置を実施すること。

四

イ 認証事業者の認証等に係る公表に関する基準

イ 認証事業者の認証をしたときは、遅滞なく、次の事項（認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の認証にあつては、(3)に掲げる事項を除く。）（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）を事務所において公衆の閲覧に供するほか、インターネットの利用その他適切な方法によりこれらの事項（これらの事項に変更があつたときは、変更後のもの）の提供をすること。

- (1) 認証を受けた者の氏名又は名称及び住所
- (2) 認証に係る農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

ト イからヘまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱ひ等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証事項の確認を行うこと。

三

準

イ 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなつたとき（ホ(1)に該当するときは除く。）又は適合しなくなるおそれ大きいと認めるときは、当該認証事業者に対し、当該認証の技術的基準に適合するため必要な措置をとるべきことを請求すること。

ロ 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反したとき（ホ(2)に該当するときは除く。）は、当該認証事業者に対し、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること、当該格付の表示又は適合の表示を除去又は抹消すること並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務の改善に関し必要な措置をとるべきことを請求すること。

ハ 認証事業者が第一号二(5)又は(6)の条件に違反したときは、当該認証事業者に対し、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべきことを請求すること。

ニ 認証事業者に対してイ又はハの規定による請求をする場合において、当該認証事業者が当該請求に係る措置を速やかに講ずることが見込まれないときは、当該認証事業者に対し、当該認証事業者が当該請求に係る措置を講ずるまでの間、格付に関する業務又は適合の表示に関する業務（当該請求に係るものに限る。）及び格付の表示の付してある農林物資（当該請求に係る種類の農林物資に限る。）の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止することを請求すること。

ホ 認証事業者が次のいずれかに該当するときは、その認証を取り消すこと。

(1) 認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しなくなつた場合であつて、当該認証の技術的基準に適合するものとなることの見込まれないとき。

(2) 認証事業者が法第十条第六項若しくは第七項、第三十七条又は第三十八条の規定に違反した場合（軽微な違反である場合を除く。）であつて、当該違反行為が当該認証事業者の故意又は重大な過失によるとき。

(3) 認証事業者がイ又はハの規定による請求に係る措置を講ずるまでに要する期間が一年を超えると見込まれるとき。

(16) 認証事業者は、その認証を取り消されたときは、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用を停止すること及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消すること。

(17) 登録認証機関は、認証事業者が、その認証を取り消された日から相当の期間が経過した後も、当該認証に係る格付の表示の付してある農林物資の出荷又は適合の表示の付してある広告等の使用の停止及び登録認証機関が適当でないと認める格付の表示又は適合の表示の除去若しくは抹消を行わない場合は、その旨を公表すること。

ホ イからニまでに定めるもののほか、法第十六条第一項第一号に規定する国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証の業務を行うこと。

二 認証事項の確認に関する基準

イ 認証事業者から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ロ イの場合のほか、認証事業者が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ハ 認証事業者の認証をした日又は認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から農林水産大臣が農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定める期間内に当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ニ ハに定める確認は、認証事業者に事前に通知して行うほか、当該登録認証機関の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行うものとする。

ホ イからニまでに定めるもののほか、認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認すること。

ヘ イからホまでの確認は、前号イ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、当該認証事業者に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査（個人の能力を認証しようとする場合にあっては、能力の試験）及び同号ロの確認を省略することができること。

- 合を除く。） 当該農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあっては、当該農林物資の出荷の日から三年間）
- (ii) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限又は賞味期限までの期間が一年未満である場合（(iii)に掲げる場合に該当する場合を除く。） 当該農林物資の格付の日から一年間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあっては、当該農林物資の出荷の日から一年間）
- (iii) 当該格付が生産情報公表牛肉、生産情報公表豚肉、生産情報公表農産物又は生産情報公表養殖魚について行われた場合 農林水産大臣が別に定める期間
- (12) 登録認証機関は、**認証事業者が(1)から(11)までに掲げる条件を遵守しているかどうかを確認するため必要があるときは、認証事業者に対し、その業務に関し必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、認証に係るほ場、工場、事務所、事業所、倉庫その他の場所に立ち入り、格付、格付の表示若しくは適合の表示、農林物資に係る広告若しくは表示、農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業者その他の関係者に質問させることができること。**
- (13) 登録認証機関は、**認証事業者が(1)から(11)までに掲げる条件に違反し、又は(12)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは(12)の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その認証を取り消し、又は当該認証事業者に対し、格付に関する業務若しくは適合の表示に関する業務若しくは格付の表示の付してある農林物資の出荷若しくは適合の表示の付してある広告等（法第十三条第一項に規定する広告等をいう。以下同じ。）の使用を停止し、又は登録認証機関が適当でないと認める格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消をすることを請求することができること。**
- (14) 登録認証機関は、**認証事業者が(13)の規定による請求に応じないときは、その認証を取り消すこと。**
- (15) 登録認証機関は、**認証事業者の氏名又は名称及び住所、認証に係る農林物資の種類若しくは農林物資の取扱い等の方法の区分、認証に係るほ場、工場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における取扱業者の氏名若しくは名称及び住所並びに認証の年月日のほか、(13)の規定による請求をしたとき又はその認証を取り消したときは当該請求又は取消しの年月日及び当該請求又は取消しをした理由並びに格付に関する業務又は適合の表示に関する業務を廃止したときは当該廃止の年月日を公表すること。**

- 容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないようにすること。
- (6) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法が当該農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法の区分に係る日本農林規格に適合していることを示す目的以外の目的で行ってはならないこと。
- (7) 認証事業者は、登録認証機関が認証事業者に対し、(5)又は(6)の条件に違反すると認めて、情報の提供の方法を改善し、又は情報の提供をやめるべき旨の請求をしたときは、これに応じること。
- (8) (5)及び(6)に定めるもののほか、認証事業者は、他人にその認証又は格付、格付の表示若しくは適合の表示に関する情報の提供を行うに当たっては、その認証に係る種類の農林物資以外の農林物資又はその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内容その他の認証に関する業務の内容について誤認させるおそれのないよう努めること。
- (9) 認証事業者は、登録認証機関が定期的に、又は必要に応じて行う(1)の条件が遵守されているかどうかを確認するための調査に協力すること。
- (10) 毎年六月末日までに、その前年度の格付実績（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては格付の表示の実績、有機農産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあつては格付実績及び認証に係るほ場の面積）又は適合の表示の実績を登録認証機関に報告すること。
- (11) 認証事業者は、その行った格付（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては、格付の表示。以下この(11)において同じ。）に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること。
- (i) 当該格付に係る農林物資の格付の日から消費期限（食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）第二条第七号に規定する消費期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）又は賞味期限（食品表示基準第二条第八号に規定する賞味期限をいう。以下この(i)及び(ii)において同じ。）までの期間（当該農林物資に消費期限又は賞味期限の定めがない場合にあっては、当該農林物資が出荷されてから消費されるまでに通常要すると見込まれる期間。(ii)において同じ。）が一年以上である場合（iii）に掲げる場合に該当する場合

(1) と。

認証事業者（認証品質取扱業者（法第十条第五項に規定する認証品質取扱業者をいう。以下同じ。））、認証生産行程管理者（同項に規定する認証生産行程管理者をいう。以下同じ。））、認証流通行程管理者（同項に規定する認証流通行程管理者をいう。以下同じ。））、認証小分け業者（法第三十七條第一項第四号に規定する認証小分け業者をいう。以下同じ。））、認証輸入業者（法第三十七條第五号に規定する認証輸入業者をいう。以下同じ。））、認証方法取扱業者（法第三十八條第一項第一号に規定する認証方法取扱業者をいう。以下同じ。））、認証品質外国取扱業者（法第三十條第五項に規定する認証品質外国取扱業者をいう。以下同じ。））、認証外国生産行程管理者（法第三十條第五項に規定する認証外国生産行程管理者をいう。以下同じ。））、認証外国流通行程管理者（法第三十條第四項に規定する認証外国流通行程管理者をいう。以下同じ。））、認証外国小分け業者（法第三十二條に規定する認証外国小分け業者をいう。以下同じ。））又は認証方法外国取扱業者（法第三十八條第二号に規定する認証方法外国取扱業者をいう。以下同じ。））をいう。以下この項において同じ。）は、認証事項が認証の技術的基準に適合するように維持すること。

(2) 認証事業者は、法第十条第六項及び第七項、第三十七條並びに第三十八條の規定を遵守すること。

(3) 認証事業者は、法第三十九條の規定による農林水産大臣の命令に違反し、又は法第六十五條第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしてはならないこと。

(4) 認証事業者は、氏名若しくは名称、住所若しくは認証事項を変更しようとするとき又は格付に関する業務（認証小分け業者、認証輸入業者又は認証外国小分け業者にあつては、格付の表示に関する業務。以下この項及び次条第三項において同じ。）若しくは適合の表示に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ登録認証機関にその旨を通知すること。

(5) 認証事業者は、他人に認証を受けている旨の情報の提供を行うときは、その認証に係る種類の農林物資若しくはその認証に係る区分の農林物資の取扱い等の方法以外の農林物資又は農林物資の取扱い等の方法について登録認証機関の認証を受けていると誤認させ、又は登録認証機関の認証の審査の内

とする場合にあっては、書類審査及び能力の試験）を行い、その結果を検証することにより確認すること。

ロ 申請者が農林物資（法第二条第二項第一号イに掲げる基準に係る日本農林規格が定められているものに限る。）の取扱業者又は外国取扱業者（法第十六条第一項第二号に規定する外国取扱業者をいう。以下同じ。）である場合には、当該申請者が取り扱おうとする農林物資であつて当該申請に係る種類の農林物資の製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）が当該農林物資の種類に係る日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める試験等の方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度の確認を行うことその他の措置を講じること。

ハ 申請者（法人にあっては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、**認証**をしないこと。

- (1) 法第十条第六項若しくは第七項（これらの規定を法第三十条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条若しくは第三十八条の規定に違反し、法第三十九条の規定による格付の表示若しくは適合の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は法第六十五条第二項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、若しくは同項若しくは法第六十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたことにより、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

- (2) 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

- (3) 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）であつた者でその取消しの日から一年を経過しないもの

ニ **認証**をするときは、以下の事項を含む適正な条件を付すること

旨を公示しなければならない。

(承継)

第十八条 登録認証機関が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録認証機関について相続、合併若しくは分割（当該登録に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。第四十六条第一項において同じ。）を合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その登録認証機関の地位を承継する。

2 前項の規定により登録認証機関の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(認証に関する業務の実施)

第十九条 登録認証機関は、認証を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認証のための審査を行わなければならない。

2 登録認証機関は、公正に、かつ、農林水産省令で定める基準に適合する方法により認証、その取消しその他の認証に関する業務を行わなければならない。

(登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出)

第四十四条 登録認証機関は、第三十九条第二項第二号（ホを除く。）第五号又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録認証機関の地位の承継の届出)

第四十五条 法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準)

第四十六条 法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る第二十九条各号（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条各号（第五十六条において準用する場合を含む。）、第三十六各号又は第三十八条の三各号（第五十八条の三において準用する場合を含む。）、第三十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十六条において準用する場合を含む。）、第三十六条又は第三十八条の三（第五十八条の三において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣が定める認証の技術的基準であつて当該申請をした者（以下この号において「申請者」という。）に係るもの（以下この項において単に「認証の技術的基準」という。）に適合することについて、書類審査及び実地の調査（個人の能力を認証しよう

- 3 第一項の登録の更新の申請が**あった場合**において、同項の期間（以下**この条において「登録の有効期間」という。**）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項の登録の更新の申請が登録の有効期間の満了の日の六月前までに**行われなかった**とき、又は同項の規定により登録が**失った**ときは、遅滞なく、その

- 政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
- 一 法第二條第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十一万三千三百円（電子申請による場合にあつては、**十一万二千九百円**）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 **九万五千八百円**（電子申請による場合にあつては、**九万五千四百円**）
- 2 法第十七條第一項の登録の更新（次項において「**機関登録の更新**」という。）を受けようとする者が同時に法第四十五條第一項の登録の更新を受けようとする場合における法第十七條第二項において準用する法第十四條第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
- 一 法第二條第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 **十万五千四百円**（電子申請による場合にあつては、**十万五千円**）
- 二 前号に規定する区分以外の区分 **八万七千九百円**（電子申請による場合にあつては、**八万七千五百円**）
- 3 前二項に定める額の手数料を納付して機関登録の更新を受けようとする者が同時に当該機関登録の更新に係る機関登録以外の他の機関登録に係る機関登録の更新を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る機関登録の更新に係る法第十七條第二項において準用する法第十四條第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
- 一 法第二條第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 **四万六千五百円**
- 二 前号に規定する区分以外の区分 **二万九千円**

法第十四條第一項の登録の更新の申請について、第四十條の規定は法第十七條第二項において準用する法第十四條第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一條の規定は法第十七條第二項において準用する法第十六條第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九條第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六條第一項第二号」とあるのは「第十七條第二項において準用する法第十六條第一項第二号」と読み替えるものとする。

。）、外国生産行程管理者（外国において農林物資を生産することを業とする者その他の外国において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）、外国流通行程管理者（外国において農林物資の販売することを業とする者その他の外国において農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）若しくは外国小分け業者（外国において農林物資を小分けすることを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。）をいう。以下同じ。）又は当該登録申請者の申請に係る農林物資の取扱い等の方法により農林物資を取り扱う取扱業者若しくは外国取扱業者をいう。以下同じ。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、被認証事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員に占める被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、被認証事業者の役員又は職員（過去二年間に被認証事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、次に掲げる事項を登録認証機関登録台帳に記載して行う。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録認証機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録認証機関が認証を行う農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分

四 登録認証機関が認証を行う登録認証機関の事業所の所在地

3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げる事項を公示しなければならない。

（登録の更新）

第十七条 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（登録認証機関の登録の有効期間）

第四条 法第十七条第一項の政令で定める期間は、四年とする。

（登録認証機関の登録更新手数料）

第五条 法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の

（外国流通行程管理者）
第四十二条の二 第二十八条の二の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。

（登録認証機関の登録の更新に係る準用）

第四十三条 第三十九条の規定は法第十七条第二項において準用する

2 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）に、当該申請が**第十六条第一項各号**に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から一年を経過しない者

二 **第二十六条第一項**から**第三項**まで又は**第三十五条第一項**から**第三項**までの規定により登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から一年を経過しないものを含む。）

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに**前二号**のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第十六条 農林水産大臣は、**第十四条第一項**の規定により登録を申請した者（**第二号**において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の**全て**に適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要なる手続は、農林水産省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であつて農林物資の種類又は農林物資の**取扱い等の方法の区分**ごとに農林水産大臣が定めるものに適合するものであること。

二 登録申請者が、被認証事業者（当該登録申請者の申請に係る農林物資の**取扱業者**、生産行程管理者、流通行程管理者、小分け業者、外国取扱業者（外国において農林物資の**生産**、販売その他の**取扱い**を業とする者をいう。以下同じ

れに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。

一 法**第二条第二項第一号イ**に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 七万千百円

二 前号に規定する区分以外の区分 四万四千八百円

三 法**第二条第二項第一号イ**に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（**前二号**に掲げるものを除く。）

四 法**第二条第二項第二号**に掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（個人の能力に関する基準を内容とするものに限る。）

五 前各号に掲げる日本農林規格以外の日本農林規格

（登録認証機関登録台帳への記載）

第四十一条 法**第十六条第一項**の登録は、別記様式**第二号**による登録認証機関登録台帳に記載して行う。

（外国生産行程管理者）

第四十二条 **第二十七条**の規定は、法**第十六条第一項第二号**の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。

第三節 登録認証機関

(登録認証機関の登録)

第十四条 登録認証機関の登録（以下この節において単に「登録」という。）を受けようとする者（国内にある事業所において第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、前条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項又は第三十三条第一項の認証（以下この節、第六十五条第一項及び第六十六条第一項において単に「認証」という。）を行おうとする者に限る。）は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める区分ごとに、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付して、農林水産大臣に登録の申請をしなければならない。

(登録認証機関の登録手数料)

第三条 法第十四条第一項の政令で定める額は、同項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十四万五千円（電子申請（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請をいう。以下同じ。）による場合にあつては、十四万四千五百円）
二 前号に規定する区分以外の区分 十一万八千七百円（電子申請による場合にあつては、十一万八千二百円）

2 法第十四条第一項の登録（以下この条及び第五条において「機関登録」という。）を受けようとする者が同時に法第四十二条の登録を受けようとする場合又は現に同条の登録を受けている場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 十三万五千四百円（電子申請による場合にあつては、十三万四千九百円）
二 前号に規定する区分以外の区分 十万九千九百円（電子申請による場合にあつては、十万八千六百円）

3 現に機関登録を受けている者が他の機関登録を受けようとする場合における法第十四条第一項の政令で定める額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める額とする。
一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格が含まれる区分 八万九百円（電子申請による場合にあつては、八万五百円）
二 前号に規定する区分以外の区分 五万四千六百円（電子申請による場合にあつては、五万四千二百円）

4 前三項に定める額の手数料を納付して機関登録を受けようとする者が同時に他の機関登録を受けようとする場合における当該他の機関登録に係る法第十四条第一項の政令で定める額は、前三項の規定にかかわらず、同条第一項の農林水産省令で定める各区分について、当該各区分が次の各号に掲げる区分のいずれに

(登録認証機関の登録)

第三十九条 法第十四条第一項の登録の申請は、別記様式第一号による申請書に手数料に相当する額の収入印紙を貼り付け、これを農林水産大臣に提出してしなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請をするときは、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて手数料を納付するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一 定款及び登記事項証明書（申請者が外国法令に基づいて設立された法人である場合には、これらに準ずるもの）
二 次の事項を記載した書類

イ 認証に関する業務を行う組織に関する事項

ロ 職員、登録認証機関が委嘱する外部の委員その他の認証に関する業務に従事する者の氏名、略歴及び担当する業務の範囲
ハ イ及びロに掲げるもののほか認証に関する業務の実施方法に関する事項

ニ 認証に関する業務以外の業務を行っている場合は、当該業務の種類及び概要並びに全体の組織に関する事項

ホ 認証に関する業務又はこれに類似する業務の実績がある場合は、その実績

三 認証に関する業務から生ずる損害の賠償その他の債務に対する備え及び財務内容の健全性に関する事項を記載した書類

四 申請の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類

五 主要な株主の構成（当該株主が法第十六条第一項第二号に規定する被認証事業者である場合には、その旨を含む。）を記載した書類

六 役員の氏名、略歴及び担当する業務の範囲を記載した書類

3 第一項の申請書の提出は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）を経由して行うものとする。

(登録認証機関の登録の区分)

第四十条 法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分は、次のとおりとする。

一 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（飲食料品に係るものに限る。）

二 法第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とする日本農林規格（木材又は竹材に係るものに限る。）

第二節 適合の表示

第十三条 取扱業者は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その農林物資の取扱い等に関する広告その他の農林水産省令で定めるもの（以下「広告等」という。）に、その農林物資の取扱い等の方法が日本農林規格（第二条第二項第二号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。）に適合することを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「適合の表示」という。）を付することができる。

2 第十条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

（適合の表示を付する取扱業者の認証の申請）

第三十八条の二 法第十三条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 認証を受けようとする農林物資の取扱い等の方法の区分

三 法第十三条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

四 その他参考となるべき事項

（農林物資の取扱い等に関する広告等）

第三十八条の四 法第十三条第一項の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 農林物資の取扱い等に関する広告

二 取扱業者に関する広告
三 前二号に掲げるものに準ずるものとして農林水産大臣が定めるもの

（適合の表示）

第三十八条の五 法第十三条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

イ 日本農林規格を意味する事項

ロ 認証を行った登録認証機関の名称

ハ 適合に係る日本農林規格の内容
二 表示の方法は、農林水産大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに告示で定める。

（適合の表示を付する取扱業者の認証の技術的基準）

第三十八条の三 法第十三条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項（認証の有効期間を定めない農林物資の取扱い等の方法の区分にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）について、農林水産大臣が農林物資の取扱い等の方法の区分ごとに定めるものとする。

一 農林物資の取扱い等の方法の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

二 適合の表示を付する組織並びに適合の表示の貼付、適合の表示に関する記録の作成及び保存その他の適合の表示の実施方法

三 認証の有効期間

第十二条 農林物資を輸入することを業とする者（以下「輸入業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、農林水産省令で定める事項が記載されている証明書又はその写しが添付されている当該認証に係る農林物資について、その輸入する当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

2 前項の証明書は、外国（当該農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国として農林水産省令で定めるものに限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによつて発行されたものに限る。

3 農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、遅滞なく当該指定に係る外国の政府機関に準ずるものの名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

4 第十条第九項の規定は、第一項の認証について準用する。

第三十四条 法第十二条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の輸入を行う事業所の名称及び所在地
- 四 法第十二条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

五 その他参考となるべき事項

（証明書に記載すべき事項）

第三十五条 法第十二条第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 証明書を発行したものの名称及び住所
- 二 証明書の発行年月日
- 三 証明に係る農林物資の種類及び量
- 四 当該農林物資に係る取扱業者、生産行程管理者、流通行程管理者（法第十条第三項に規定する流通行程管理者をいう。以下同じ。）又は小分け業者の認証に相当する行為を行つた外国の機関の名称及び住所
- 五 当該農林物資について格付が行われたものである旨

（農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる格付の制度を有している国）

第三十七条 法第十二条第二項の農林水産省令で定める国は、有機農産物及び有機農産物加工食品（令第十七条第二号に規定する飲料品をいう。以下同じ。）について、アメリカ合衆国、アルゼンチン、オーストラリア、カナダ、スイス及びニュージーランド並びに欧州連合の加盟国とする。

（農林水産大臣の指定する外国の政府機関に準ずるものの公示）

第三十八条 法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 外国の政府機関に準ずるものの名称及び住所
- 二 外国の政府機関に準ずるものが発行する証明書に係る農林物資の種類

（輸入業者の認証の技術的基準）

第三十六条 法第十二条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 輸入品の受入れ及び保管の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項

一致しないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その表示を除去し、又は抹消しなければならない。

8 認証流通行程管理者が他の認証流通行程管理者又は第三十条第四項に規定する認証外国流通行程管理者から格付の表示（第二条第二項第一号ハに掲げる事項についての基準に係るものに限る。以下この項、第三十条第四項及び第四十一条第二項において同じ。）の付してある農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。）の流通行程の管理又は把握を引き継いだときは、当該格付の表示は、第五項の規定により当該認証流通行程管理者が付した格付の表示とみなして、前二項の規定を適用する。

9 第一項から第三項までの認証の技術的基準は、農林水産省令で定める。

（小分け業者による格付の表示）

第十一条 国内において農林物資を小分けすることを業とする者（小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、格付の表示の付してある当該認証に係る農林物資（その包装、容器又は送り状に格付の表示の付してある場合における当該農林物資を含む。第三十一条第一項において同じ。）について、小分け後の当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に小分け前に当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に付されていた格付の表示と同一の格付の表示を付することができる。

2 前条第九項の規定は、前項の認証について準用する。

（輸入業者による格付の表示）

（格付を行う取扱業者の認証の技術的基準）
第二十九条 法第十条第一項から第三項までの認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 認証に係る農林物資の生産、販売その他の取扱いの業務又は生産行程若しくは流通行程の管理若しくは把握の業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
- 二 格付の組織並びに格付の表示の貼付、格付に関する記録の作成及び保存その他の格付の実施方法

（小分け業者の認証の申請）

第三十二条 法第十一条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 格付の表示を付そうとする農林物資の種類
三 当該農林物資の小分けを行う事業所の名称及び所在地
四 法第十一条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
五 その他参考となるべき事項

（小分け業者の認証の技術的基準）

第三十三条 法第十一条第一項の認証の技術的基準は、次に掲げる事項について、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるものとする。

- 一 小分けの業務に必要な組織及び当該業務の管理運営に関する事項
- 二 格付の表示を付する組織並びに格付の表示の貼付、格付の表示に関する記録の作成及び保存その他の格付の表示の実施方法

（輸入業者の認証の申請）

- 4 前三項の格付は、次の各号に掲げる基準について、それぞれ当該各号に定める検査により行うものとする。
- 一 **第二条第二項第一号イ**に掲げる事項についての基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資についての検査
- 二 **第二条第二項第一号ロ**に掲げる事項についての基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の生産行程についての検査
- 三 **第二条第二項第一号ハ**に掲げる事項についての基準 農林水産省令で定めるところにより行う当該農林物資の流通行程についての検査
- 5 **第一項の認証を受けた取扱業者**（以下「**認証品質取扱業者**」「という。）、**第二項の認証を受けた生産行程管理者**（以下「**認証生産行程管理者**」という。）又は**第三項の認証を受けた流通行程管理者**（以下「**認証流通行程管理者**」という。）は、その表示を能率的に行うため特に必要があるときは、これらの規定による格付前に、当該**認証**に係る農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付しておくことができる。
- 6 前項の規定により当該物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示が付された農林物資は、第一項から第三項までの規定による格付が行われた後でなければ、譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列してはならない。
- 7 第五項の規定により農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付した**認証品質取扱業者**、**認証生産行程管理者**又は**認証流通行程管理者**は、その表示が、当該農林物資に係る第一項から第三項までの規定による格付の結果と

（農林物資についての検査の方法）

第三十条 法**第十条第四項第一号**の農林物資についての検査は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 農林水産大臣の定めるところに従い、各個に又は抽出して行うこと。
- 二 抽出して行う検査の場合における抽出の割合及び検査に係る格付の基準は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところによること。

（農林物資の生産行程についての検査の方法）

第三十一条 法**第十条第四項第二号**の農林物資の生産行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の**取扱業者**が作成する生産についての記録及び**工場**又は事業所についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

（農林物資の流通行程についての検査の方法）

第三十一条の二 法**第十条第四項第三号**の農林物資の流通行程についての検査は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに定めるところに従い、当該農林物資の**取扱業者**が作成する流通についての記録及び流通に係る施設についての実地の調査その他の調査の結果により行うものとする。

2 国内において農林物資を生産することを業とする者その他の国内において農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「生産行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その生産行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第二項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

3 国内において農林物資を販売することを業とする者その他の国内において農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの（以下「流通行程管理者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、農林物資の流通行程及び種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その流通行程を管理し、又は把握している当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号に掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第三項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に格付の表示を付することができる。

（生産行程管理者）

第二十七条 法第十条第二項の農林物資の生産行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の取扱業者（法第十条第一項に規定する取扱業者をいう。以下同じ。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の生産行程を管理し、又は把握するもの

（生産行程管理者の認証の申請）

第二十八条 法第十条第二項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行おうとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の生産を行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地

四 法第十条第二項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
五 その他参考となるべき事項

（流通行程管理者）

第二十八条の二 法第十条第三項の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 当該農林物資の取扱業者であつて当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの
- 二 当該農林物資の取扱業者を構成員とする法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であつて当該農林物資の流通行程を管理し、又は把握するもの

（流通行程管理者の認証の申請）

第二十八条の三 法第十条第三項の認証の申請は、次に掲げる事項を記載した書類を登録認証機関に提出してしなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 格付を行おうとする農林物資の種類
- 三 当該農林物資の流通行程
- 四 当該流通行程における取扱業者の氏名又は名称及び住所
- 五 法第十条第三項の認証の技術的基準に適合することを示す事項
- 六 その他参考となるべき事項

第三章 日本農林規格による格付等

第一節 格付

（格付）

第十条 国内において農林物資の生産、販売その他の取扱いを業とする者（以下「取扱業者」という。）は、農林水産省令で定めるところにより、ほ場、工場又は事業所及び農林物資の種類ごとに、あらかじめ登録認証機関の認証を受けて、その取り扱う当該認証に係る農林物資について日本農林規格（第二条第二項第一号イに掲げる事項についての基準を内容とするものに限る。第三十条第一項において同じ。）による格付を行い、当該農林物資又はその包装、容器若しくは送り状に日本農林規格により格付をしたことを示す農林水産省令で定める方式による特別な表示（以下「格付の表示」という。）を付することができる。

第二十三条 第二十一条の規定により出席した参考人は、公述人に対して質疑を行うことができる。

2 公述人は、前項の参考人に対して質疑を行うことができない。

第二十四条 公述人は、議長の承認を得たときは、文書で意見を提示し、又は代理人に意見を述べさせることができる。

（取扱業者の認証の申請）

第二十五条 法第十条第一項の認証の申請は、次に掲げる事項（第四十六条第二項の農林水産大臣が定めるところにより行う認証の申請にあつては、第四号を除く。）を記載した書類を登録認証機関に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 格付を行うとする農林物資の種類

三 当該農林物資の生産、販売その他の取扱いを行うほ場、工場又は事業所の名称及び所在地

四 法第十条第一項の認証の技術的基準に適合することを示す事項

五 その他参考となるべき事項

（格付の表示）

第二十六条 法第十条第一項の農林水産省令で定める方式は、次のとおりとする。

一 表示する事項は、おおむね次のとおりとし、その様式は農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

イ 日本農林規格を意味する事項

ロ 認証を行った登録認証機関の名称

ハ 格付に係る日本農林規格の内容

二 有機農産物（日本農林規格等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第二百九十一号。以下「令」という。）第十七条第一号に規定する農産物をいう。以下同じ。）若しくは有機畜産物の生産行程管理者（法第十条第二項に規定する生産行程管理者をいう。以下同じ。）、小分け業者（法第十一条第一項に規定する小分け業者をいう。以下同じ。）、外国生産行程管理者若しくは外国小分け業者又は輸入業者（法第十二条第一項に規定する輸入業者をいう。以下同じ。）に係る認証にあつては、登録認証機関又は登録外国認証機関が当該認証ごとに付す番号（以下「認証番号」という。）

二 表示の方法は、農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める。

い。

(日本農林規格の呼称の禁止)

第八条 何人も、日本農林規格でない規格について日本農林規格又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(公聴会)

第九条 農林水産大臣は、必要があると認めるときは、日本農林規格を制定すべきかどうか、又は制定すべき日本農林規格について、公聴会を開いて利害関係人の意見を聴くことができる。

2 日本農林規格に実質的な利害関係を有する者は、日本農林規格が**全ての**実質的な利害関係を有する者の意向を反映し、又はその適用に**当たって**同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を**付する**ものでないかどうかについて、農林水産大臣に公聴会の開催を請求することができる。

3 農林水産大臣は、前項の請求が**あつた**ときは、公聴会を開かなければならない。

4 農林水産大臣は、公聴会において明らかにされた事実を検討し、日本農林規格の改正を必要と認めるときは、その改正について審議会の審議に付さなければならぬ。

5 前各項に定めるもののほか、公聴会について必要な事項は、農林水産省令で定める。

(公聴会)

第十六条 法 第九条第二項の規定により公聴会の開催を請求する者は、次に掲げる事項を記載した公聴会開催請求書(正副三通)を農林水産大臣に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所

二 請求事項

三 請求の理由

四 意見

第十七条 農林水産大臣は、公聴会を開催しようとするときは、少くともその十日前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聞くとする事項を公示しなければならない。

第十八条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で当該事項に対する賛否及びその理由を農林水産大臣に申し出なければならない。

第十九条 公聴会においてその意見を聞こうとする利害関係人(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者のうちから、農林水産大臣が定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、当該事項に対する賛成者及び反対者があるときは、その両方から公述人を選ばなければならない。

第二十条 公聴会は、農林水産大臣又はその指名する農林水産省の職員が、議長として主宰する。

第二十一条 公聴会には、議長が必要と認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人を出席させて意見を述べさせることができる。

第二十二条 公述人の発言は、当該事項の範囲をこえてはならない。

2 議長は、公述人の発言が当該事項の範囲をこえ、又は公述人に不穏当な言動があつたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による申出を受けたときは、速やかに、その申出について検討を加え、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を作成し、これを審議会に付議するものとし、その制定の必要がないと認めるときは、理由を付してその旨を当該申出人に通知しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

(日本農林規格の確認、改正及び廃止)

第五条 前二条の規定は、日本農林規格の確認、改正又は廃止について準用する。

第六条 農林水産大臣は、第三条（前条において準用する場合を含む。）の規定により制定し、又は確認し、若しくは改正した日本農林規格がなお適正であるかどうかを、その制定又は確認若しくは改正の日から少なくとも五年を経過する日までに審議会の審議に付し、速やかに、これを確認し、又は必要があるとき認めるときは改正し、若しくは廃止しなければならない。

(公示)

第七条 日本農林規格の制定、改正又は廃止は、その施行期日を定め、その期日の少なくとも三十日前に公示してしなければならない。

2 日本農林規格の確認は、これを公示してしなければならない

四 当該申出に係る原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果の概要

五 制定又は改正の申出のときは、当該申出に係る原案に実質的に利害関係を有する者の意見の概要

(日本農林規格の制定等の公示)

第十五条 法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二 当該日本農林規格の番号

三 制定、改正又は廃止の別

四 施行期日

2 法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一 農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二 当該日本農林規格の番号

三 当該日本農林規格が確認された旨

3 農林水産大臣は、法第七条第一項又は第二項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

定する。

2 前項の規格は、農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別を付することがないように制定しなければならない。

3 農林水産大臣は、飲食物品又は第五十九条第一項の政令で指定する農林物資について第一項の規定により規格を制定するときは、その品質に関する表示の基準を定めなければならない。ただし、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）第四条第六項に規定する食品表示基準において定められた事項及び第五十九条第一項の規定により品質に関する表示の基準において定められた事項以外の事項について品質に関する表示の基準を定めるときは、この限りでない。

4 農林水産大臣は、第一項の規定により規格を制定しようとするときは、あらかじめ審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「審議会」という。）の議決を経なければならない。

第四条 都道府県又は利害関係人は、農林水産省令で定めるところにより、原案を添えて、日本農林規格を制定すべきことを農林水産大臣に申し出ることができる。

（審議会等で政令で定めるもの）
第二条 法第三条第四項の審議会等で政令で定めるものは、日本農林規格調査会とする。

するものとする。

第三条 削除

（日本農林規格調査会への諮問）

第四条 農林水産大臣は、日本農林規格の案について、広く一般の意見を求める手続を行った上で、日本農林規格調査会の審議に付すものとする。

2 農林水産大臣は、日本農林規格の案について日本農林規格調査会の審議に付すときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 当該日本農林規格の案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向に関する調査の結果
二 前項の規定による広く一般の意見を求める手続の結果

第五条から第十二条まで 削除

（日本農林規格の制定又は確認等の申出）

第十三条 法第四条第一項の規定による申出を行うとする者は、同項の原案に係る農林物資の品質若しくは生産、販売その他の取扱い又は当該農林物資に関する取引の現況及び将来の見通し並びに国際的な規格の動向を考慮するとともに、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、かつ、その適用に当たって同様な条件の下にある者に対して不公正に差別をすることがないように当該原案を作成しなければならない。

第十四条 法第四条第一項（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。ただし、日本農林規格の確認又は廃止を申し出る場合には、その確認又は廃止しようとする日本農林規格を原案とみなす。

一 申出人の氏名又は名称及び住所並びに申出人の従事している事業の種類とその内容
二 制定又は確認等しようとする日本農林規格に係る農林物資の種類又は当該農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分及び制定、確認、改正又は廃止の別

三 制定、確認、改正又は廃止の理由

効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品を除く。

一 飲食物品及び油脂

二 農産物、林産物、畜産物及び水産物並びにこれらを原料又は材料として製造し、又は加工した物資（前号に掲げるものを除く。）であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「規格」とは、次に掲げる事項についての基準及び当該事項に関する表示（名称及び原産地の表示を含む。以下同じ。）の基準をいい、「日本農林規格」とは、次条の規定により制定された規格をいう。

一 農林物資の次に掲げる事項

イ 品位、成分、性能その他の品質（その形状、寸法、量目又は荷造り、包装その他の条件を含む。以下同じ。）

ロ 生産行程

ハ 流通行程

二 農林物資の生産、販売その他の取扱い又はこれを業とする者の経営管理（以下「農林物資の取扱い等」という。）の方法（次号に掲げるものを除く。以下同じ。）

三 農林物資に関する試験、分析、測定、鑑定、検査又は検定（以下「試験等」という。）の方法

四 前三号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

3 この法律において「登録認証機関」とは、第十六条第一項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいい、「登録外国認証機関」とは、第三十六条において準用する同項の規定により農林水産大臣の登録を受けた者をいう。

第二章 日本農林規格の制定

（日本農林規格の制定）

第三条 農林水産大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは前条第二項第四号に掲げる事項の区分を指定して、これらについての規格を制

（飲食物品及び油脂以外の農林物資）

第一条 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第二号の政令で定める物資は、観賞用の植物、工芸農作物、立木竹、観賞用の魚、真珠、いぐさ製品、生糸、漆、竹材、木材（航空機用の合板を除く。）、木炭及び農産物、林産物、畜産物又は水産物を原料又は材料とする飼料とする。

（農林物資の品質等に準ずる事項）

第一条 日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号。以下「法」という。）第二条第二項第四号の農林水産省令で定める事項は、農林物資、農林物資の取扱い等（同項第二号に規定する農林物資の取扱い等をいう。以下同じ。）又は試験等（同項第三号に規定する試験等をいう。以下同じ。）に関する用語とする。

（手続の進捗状況に関する情報の公表）

第二条 農林水産大臣は、法第三条（法第五条において準用する場合を含む。）の規定による規格の制定並びに日本農林規格の確認、改正及び廃止（以下「確認等」と総称する。）に関する手続の進捗状況に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表

○ 日本農林規格等に関する法律、同法施行令及び同法施行規則

○ 日本農林規格等に関する法律 (昭和二十五年法律第百七十五号)	○ 日本農林規格等に関する法律施行令 (昭和二十六年政令第百九十一号)	○ 日本農林規格等に関する法律施行規則 (昭和二十五年農林省令第六十二号)
目次 第一章 総則(第一条・第二条) 第二章 日本農林規格の制定(第三条―第九条) 第三章 日本農林規格による格付等 第一節 格付(第十条―第十二条) 第二節 適合の表示(第十三条) 第三節 登録認証機関(第十四条―第二十九条) 第四節 外国における格付(第三十条―第三十二条) 第五節 外国における適合の表示(第三十三条) 第六節 登録外国認証機関(第三十四条―第三十六条) 第七節 格付の表示等の保護(第三十七条―第四十一条) 第四章 日本農林規格による試験等 第一節 試験等(第四十二条―第五十二条) 第二節 外国における試験等(第五十三条―第五十六条) 第三節 登録標章の保護(第五十七条・第五十八条) 第五章 飲食料品以外の農林物資の品質表示等の適正化(第五十九条―第六十四条) 第六章 雑則(第六十五条―第七十五条) 第七章 罰則(第七十六条―第八十三条) 附則 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、農林水産分野において適正かつ合理的な規格を制定し、適正な認証及び試験等の実施を確保するとともに、飲食料品以外の農林物資の品質表示の適正化の措置を講ずることにより、農林物資の品質の改善並びに生産、販売その他の取扱いの合理化及び高度化並びに農林物資に関する取引の円滑化及び一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を図り、もって農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「農林物資」とは、次に掲げる物資をいう。ただし、酒類並びに医薬品、医療機器等の品質、有		